

議事日程第2号

令和8年3月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

町長の施政方針に対する質問（1番、2番）

出席議員（11名）

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 高山 由行 | 2番 広川 大介 | 3番 山田 徹 |
| 5番 可児 さとみ | 6番 鈴木 秀和 | 7番 清水 亮太 |
| 8番 奥村 悟 | 9番 伏屋 光幸 | 10番 大沢 まり子 |
| 11番 岡本 隆子 | 12番 谷口 鈴木男 | |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 町長 渡辺 幸伸 | 副町長 筒井 幹次 |
| 教育長 奥村 恒也 | 総務部長兼 庁舎整備室長 山田 敏寛 |
| 企画部長 岡本 拓 | 民生部長 中村 治彦 |
| 建設部長 早川 均 | 教育参事兼 学校教育課長 高木 雅春 |
| 総務課長 土谷 浩輝 | 企画課長 荻曾 弘太郎 |
| まちづくり課長 栗谷本 真 | 税務課長 丸山 浩史 |
| 住民環境課長 金子 文仁 | 保険長寿課長 日比野 克彦 |
| 福祉子ども課長 瀬瀬 泰浩 | 農林課長 大久保 嘉博 |
| 上下水道課長 木村 公彦 | 建設課長 古川 孝 |
| 亜炭鉱廃坑 対策室長 有国 敦夫 | 会計管理者 塚本 政文 |
| 生涯学習課長 渡辺 一直 | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士

議会事務局
書記 井 上 美佐子

開議の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日、東日本大震災から15年という節目を迎えました。

震災により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、最愛の家族や友人を失われた方々、また今なお故郷を離れて不自然な生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞い申し上げます。

15年という歳月の中で、被災地では復興の歩みが着実に進められてきました。しかし、私たちは決してあの日の記憶と教訓を風化させてはなりません。

私自身も、私が議員になって15年になります。ちょうど平成23年に議員になって、9月に現地を視察してまいりました。あの光景をいまだに15年たっても思い出します。この現役の議員の中にも4人は一緒に現地にまで行って現状を見てきておりますので、本町議会といたしましても、震災の教訓を胸に刻み、災害に強く、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

被災地のさらなる復興と皆様の安寧を心よりお祈り申し上げ、冒頭の挨拶といたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹さん、10番 大沢まり子さんの議席をそれぞれ変更しますので御了承ください。

また、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 伏屋光幸さん、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（高山由行さん）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

6番 鈴木秀和さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番（鈴木秀和さん）

おはようございます。早速、質問に入りたいと思います。

今回は、御嵩町の防災についてトリニア発生土置場問題の大項目2つです。

まず、防災についてです。

近年は、線状降水帯により豪雨が発生、洪水被害等が各所で頻繁に発生しています。能登半島での地震に続いての豪雨被害は記憶に新しいところです。町内では、2010年、2011年、上之郷地区での豪雨被害で死者も出ました。

一方、地震については、1995年の阪神・淡路、先ほども出ました2011年の東日本、2016年の熊本、2024年の能登半島と、大地震の発生サイクルが短くなっている気がします。

御嵩町においては幸いに、1891年、明治24年濃尾地震、震度は6強、可児郡内の死者11名、全壊家屋が379戸と記録があります。それ以来、約135年、大きな地震の発生はありません。

豪雨については線状降水帯の発生予測の精度が向上し、事前の備えが多少はできますが、地震は予測ができません。南海トラフ大地震の発生が心配される中、個人としてどう対応するか、町としてどう対応するか、準備が必要です。

さて、町の防災計画は平成11年に策定、その後改訂が重ねられていて、御嵩町地域防災計画があります。この防災計画は500ページにわたる分厚いもので、読み込んで全体を理解するのは大変難しいです。

さて、ここで地震対策を中心に質問させてもらいます。

1点目の質問です。

地震防災に関する町の基本方針を簡潔に教えてください。

現在の地震防災対策における町が考える問題点、その改善策について教えてください。

防災計画によれば、基本的な方針は自らの命は自ら守る自助、みんなの地域はみんなを守る共助、そして最後が行政等による公助であると言っています。自助のため、住民に対する総合的な防災知識の普及を図るとも書かれています。

そこで、2点目の質問です。

自助・共助につながる防災知識普及のため、具体的にどのような施策を講じていますか。防災計画書に、防災知識普及のため、パンフレット、チラシ、ネット等によると記載がありますが、具体的に何を実施していますか。

町として避難訓練、防災リーダーの育成などに取り組んでおられることは承知しております。ただ、ややマンネリ化しているとも見えます。今やらなければならない地震対策ができているのか、少し不安に感じています。

岐阜大学の高木朗義教授の減災教室というのを御存じでしょうか。

20問の質問に答える形で、地震等災害に対する気づきとして有効で基本的な備えについて勉強ができ、具体的な対策実施にもつながる内容です。

この質問を提出したときに添付して、町長以下関係者でやっていただくようお願いしましたが、やっていただけましたでしょうか。傍聴の方々にもこの減災教室は配付しておりますのでみてください。

さあ、やってみて点数はいかがでしたか。A3・1枚のペーパーで、地震発生時等に備え、気づき、対策の勉強になり、自助にもつながるものと思います。ぜひ御嵩町でも活用してほしいと思います。

次に、新庁舎整備事業に登場する防災広場についての質問です。

2018年新庁舎事業基本構想の中で、新庁舎事業計画地を選定し、計画地のうち必要な敷地2ヘクタールを選定するとありますが、翌年2019年の基本計画では、物資搬入や拠点避難地としての防災広場と広い駐車場確保のため、基本構想より広くするとあり、防災広場の必要性などについて深く議論されないまま、2ヘクタールから今の3.7ヘクタールの事業敷地に広がってしまいました。

そもそも防災広場が必要な理由、これは都市部では建物が密集し、災害時に安全に避難できる広場が不足しがちで、防災広場は地震発生時の火災から身を守る広い避難地としての機能が第一です。加えて、大規模災害の発生時に救助活動、復旧活動の拠点とするものです。

防災広場は、平時には住民の憩いの場として、災害時に防災機能を発揮するものと位置づけられています。

御嵩町においては、都市部のように住宅が密集しているわけでもなく、畑などの空き地もあるので、前者の機能は必要ないでしょう。一方、役場機能と一体として救助活動、復旧活動の拠点機能は求められると思います。

新調した事業地は造成工事だけで三十数億円の工事費が見込まれています。計算すると、平米当たり10万円、坪33万円もの金額が必要です。これだけのコストを投入するのですから、しっかり検討することが求められます。

御嵩町の地域防災計画にも防災広場という言葉は登場しません。敷地ありきで、後づけで防災広場という名が出てきた感は否めません。

そこで、質問です。

新庁舎事業用地を決定するまでの経緯で、防災広場はどのように検討されてきましたか。

事業用地が決まった以上、防災広場と呼ぶ部分を有効に活用しなければならないと考えますが、既に募集要項に書かれた要件も勘案して、今後どのように検討を進める考えですか。

以上、防災に関する6点の質問です。

防災は広く深いもので、今回の質問は触り程度の内容ですが、御回答のほどよろしくお願ひします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

おはようございます。

ただいまの鈴木議員の御嵩町の防災についての6点の御質問にお答えいたします。

まず初めに、自主防災会や防災リーダー会、御嵩ぼうさい倶楽部、消防団の皆様をはじめ、地域の皆様の日頃の防災活動への御尽力に心より感謝申し上げます。

皆様の自助・共助の取組が本町の防災体制の大きな支えとなっております。誠にありがとうございます。

それでは、1点目の防災に関する町の基本方針についてお答えいたします。

本町の防災の基本的な考え方は、住民一人一人が自らの命は自ら守るという自助の精神を持ち、地域の皆で助け合う共助、そして行政が適切に支援する公助の3層構造に基づいております。この考え方を軸に、地域の生命、身体、財産を災害から守り、被害を最小限にとどめる「減災」を基本方針としております。

ハード面とソフト面の両面から対策を講じ、住民、団体、自治体が一体となって災害に対処できる町を目指しております。

次に、2点目の防災対策における町が考える問題点と改善策について、地震という観点でお答えいたします。

地震への備えは、あらゆる面で万全を期すことが望ましいものの、想定外の事態も含めると対策には際限がありません。よって、本町では岐阜県が発表した南海トラフの巨大地震等被害想定調査などによる本町の被害想定に基づき、備えを進めております。

避難者は約1,000人を想定し、避難所となる施設においては通常に近い生活環境を整えること

が求められるため、必要な物品について備えを進めておりますが、全てを同時期に整備することは費用的にも難しいことが大きな課題と認識しております。

このため、過去の災害事例を参考に、特に震災直後に必要となるもの、優先順位の高いものから備えることとする一方で、大規模な設備等については計画的な視点を持って備えを進めるとともに、国や県の補助制度なども踏まえ、機能を満たす代替的な方法についても検討してまいります。

さらに、設備などの整備だけではなく、住民の自助意識の向上や自治会、自主防災会などによる共助体制の強化推進も図り、ハード・ソフト両面で備えを進めてまいります。

次に、3点目の自助・共助につながる防災知識普及のための対策についてと、4点目の防災計画におけるパンフレットなどの普及手段の実施について、まとめてお答えいたします。

地域防災計画では、防災知識普及のための広報の方法として、広報紙、印刷物による普及、インターネット等による普及、そのほか講演会などによる普及を掲げています。

印刷物による普及としては、過去にパンフレットを全戸配付したことも何度かあり、平成31年には御嵩町防災ハザードマップを全戸配付し、防災対策の案内とハザードマップについて周知を図りました。最近では、町制施行70周年記念版として全戸配付しました暮らしのガイドブックに、いざというときの備えについて6ページにわたり掲載しております。

また、防災の日に合わせて、「ほっとみたけ」9月号で防災に関する特集を毎年掲載しております。

インターネット等による普及としては、ホームページに「大地震に備えるためのチェックリスト」や「緊急地震速報について」等々を掲載し、全戸配付したハザードマップについても更新しながら公開しております。

そのほかの取組につきましては、議員御承知のとおり、防災訓練や防災リーダー育成などにより防災知識の普及を図っております。

今年度は、新たな取組として、防災リーダー会の提案を受けて、自治会へ安否確認訓練の実施の呼びかけを行いました。具体的な訓練方法の説明とともに、災害時の食の備えに関するパンフレットと地震対策のチラシも同封し、必要な部数を用意できることも案内しました。

自治会や自主防災会からのパンフレットやチラシの要望にも随時対応しております。

議員からマンネリ化の御指摘をいただきましたが、町としましてもマンネリ化による防災意識の希薄化は課題であると認識しております。

繰り返し行うことが効果的な面もありますが、災害への備えの重要性を住民の皆様にご理解いただき、自助の備えの実践とそれを支える共助の体制づくりにつなげていきたいと考えております。

なお、高木朗義教授は防災アカデミーの講師としてお迎えしており、御紹介いただいた減災教室チェックシートについては、町長や担当職員も既に実践済みでありました。私が改めて確認したところ、71点でございました。備えについてまとめられており、大変有効であると感じております。

町では、高木教授監修の減災教室トランプを所有し、防災リーダー会でも活用しております。

今後は、町民の皆様にもこのチェックシートやトランプを活用していただけるよう検討し、自助力強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、新庁舎事業用地決定までの経緯で防災広場はどう検討したかについてでございます。

平成30年7月策定の基本構想では、候補地エリアとして現在の計画地を赤線で囲み、そのうち約2ヘクタールを庁舎、ホール、保育園、児童館の用地に充てる旨を掲載しております。また、「災害時に避難場所として利用できる防災広場を整備します」や、「新庁舎の外部には広場やベンチを設置し、町民の新たな交流やにぎわいの生まれる場を整備します」と記載し、「施設構成や駐車場等の必要面積については、今後の検討（基本計画、基本設計）において具体的に決定していきます」としています。

これらの防災広場などについて、基本構想の掲載に至った主な経緯としては、平成28年4月の北方町新庁舎に隣接した防災広場の議員視察における有効性の確認、同年10月の議会特別委員会における候補地の検討にて、「防災公園的役割の可能性」の議論、平成29年6月の議会住民懇談会においての、「公園などのスペースが欲しい」、「避難場所として広場を整備してほしい」との意見集約など、多角的に防災広場に関する議論や検討が行われたこと。

また、平成30年3月に新庁舎建設検討委員会から、ワークショップなどを踏まえ、新庁舎に求められる機能などとして、「災害時に避難場所として利用できる屋外広場の整備」や「町民交流やにぎわいの生まれる広場やベンチの設置」を含む内容が町長に報告されたこと、これらの経緯を踏まえ、基本構想に防災広場の整備が盛り込まれたものであります。

その後も町の事務局や執行部での検討を続け、平成30年11月の新庁舎整備特別委員会において公園として設置していく旨を議員に御説明するなど、庁舎周辺に一定のオープンスペースを設ける必要があるとの認識の下、検討を進めてきました。

そして、令和元年9月策定の基本計画には、「昨今の豪雨による記録的な災害や南海トラフ巨大地震に備え、物資搬入や拠点避難地としての防災広場とともに広い駐車場を確保することから、基本構想時よりも敷地面積を広く確保する予定」とし、敷地面積を約3.7ヘクタールと示し、「災害時に避難場所として利用できる防災広場の検討を進める」旨を掲載しております。

このように、防災広場については突然提起したものではなく、長期間にわたる検討の積み重

ねなど、経緯のあるものとして御理解いただきたいと存じます。

なお、地域防災計画には、令和7年3月の改定時に指定緊急避難所として「新庁舎等建設エリア（予定）防災広場など」と一覧に掲載しておりますが、それ以前は地域防災計画には防災広場という言葉、いわゆる名称は特に用いておりませんでした。しかし、「場所」という表現は以前から多く掲載しており、災害時に活用できる「場所」は防災にとって極めて重要な要素の一つであると認識しております。

最後に、防災広場活用についてどう検討を進めるかについてです。

防災広場は、指定緊急避難場所として有事直後の一時的な機能に加え、緊急輸送道路である21号バイパスに隣接しているアクセス環境を生かし、先ほど述べた災害物資の集積や搬入場所、自衛隊等の速やかな活動スペースの確保などが円滑に行えるよう検討いたします。

新庁舎と一体的な防災拠点となることから災害規模に応じた多様な用途展開を想定し、防災リーダー会などとも相談しながら活用の検討を進めたいと考えております。

なお、有事を想定した活用については、今後の他自治体の事例や被害想定の更新などに応じて柔軟に見直していくものであると考えております。

一方、平時の活用としては、イベントなどのほか、ある程度の規制は設けつつも、住民の皆様が気軽に利用できるフリースペースとしたいと考えております。

こういった観点から、新庁舎南側に設置予定の防災広場については多様な用途に対応できる広さを確保するため、公園遊具や公衆トイレの設置を含め、中央部には固定的な設備を設置しない方針で検討を進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

6点について、一つずつ細かく説明いただきまして、ありがとうございます。

何点かちょっと確認をしたいと思います。

先ほど、減災教室のチェックリストですね、点数71点ということでお聞きしました。

平均点は大体30点から40点なんです。意外と低い。これは点数を高く取るというのも大事なんですけど、自分に何が足りないかというのを、どこが足りないか。例えば避難所は知っているけど避難場所は知らないとか、これは避難所と避難場所が違うんでね、そういうこととか、あとは事前に何をどれだけ備えておくかというようなことをきちっと書かれているので、そういうのに有効利用できるのかなと思います。

さて、先ほど出ましたが、平成31年に配られた防災の資料、防災ハザードマップと、この分

厚い、10枚ぐらいあるんですかね。これは確かに全戸に配られています。

ただ、これは少しやっぱり分厚いし、どこかに入れちゃうとなかなか見ないんですよ。もう少し、だから手軽に見られるようなものがあつたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

今回、これは毎年配付されるんですけど、ごみの収集日とか分別が1枚で書かれています。我が家はこれを冷蔵庫に貼っていますので、今日はごみの収集日だとか、あと何を入れたらいいとか、これが一目で分かるような形になっています。

緊急時の対応で身を守る方法とか避難する場所、あるいは事前に準備しておくもの、そういうものをこういうA3 1枚の用紙でまとめて、例えばどこか壁に貼っておく、冷蔵庫に貼っておく。そういうものがチラシとかパンフレットの中で有効ではないかなという気がしますが、このようなものを作成する考えがありますかということと、またこの案の作成を先ほども出てきました御嵩ぼうさい倶楽部の方々に案をつくってもらうというのも一案かもしれませんが、そんなお考えはありますか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

それでは、ただいまの地震時の対応について、1枚でまとめたものを作成検討する考えはあるかということでございます。

議員の御提案のとおり、日頃から目につきやすい場所に貼付していただくことは、防災意識の継続向上に有効であると考えております。

防災の周知は継続的に行うことが必要と考えておりますので、御提案も踏まえ、効果的な防災啓発の方法について、防災リーダー会とぼうさい倶楽部等とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、避難所について少しお伺いしたいと思います。

御嵩町における避難場所、避難所。これは主に、小・中学校の体育館とか公民館などが指定されています。

その施設の状況なんですけど、今私のほうで把握しているのは伏見小学校の体育館、これが

雨漏りがひどいということで、最近、天井板も落下しております。雨漏り箇所も十数か所あると。ステージの上の雨漏りは床の腐食までしているということを聞いております。私も見てきましたが。

それから、伏見公民館の3階ホールの雨漏り、これは一度修繕したはずですが、また雨漏りしています。

その他を含め、最近、小・中学校の体育館の一斉点検をされたというようなことを聞いておりますが、その結果はいかがだったか教えていただきたいと思っております。

避難所として使うためには雨漏りがあってはならないと、いざというときに使えません。速やかな改善を計画していただけるかという確認でございます。

同じく避難所について、空調設備です。

公民館には空調設備が設置されていると思っておりますが、体育館には未設置です。

昨年12月の山田議員の一般質問、学校体育館のエアコン設置についての質問に対して検討するとの回答にとどまっています。

可児市、美濃加茂市、富加町、川辺町、この令和8年度予算で体育館の空調設備設置予算を計上しています。学校施設というだけではなく避難所でもあるということを勘案すれば空調設備も必須であり、対応が急がれます。

災害時に避難所として活用される学校体育館について、避難所機能を強化し、対災害性の向上を図る必要があるということで、文部科学省から手厚い財源が提示されています。これは前回、山田議員からも指摘がありました。国の補助が2分の1、4分の1が交付税措置されるので、町の実質負担は4分の1、早めの検討をするようにという文言もついております。検討を加速する考えはありますか。

以上、避難所の設備について質問させていただきました。御回答をお願いします。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、鈴木議員の再質問のうち、小学校の緊急検査の状況について、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

御指摘のとおり、伏見小学校の体育館では2月26日に天井板1枚が落下する事象が発生しました。

同日、雨漏りの染みのある箇所や天井材の落下のおそれのある箇所について詳細に点検を行い、危険な天井材は撤去いたしました。以降、雨天時には天井材の撤去により新たに雨漏りが確認されております。今後、卒業式、入学式を控えた16日の週には、応急措置として確認でき

る雨漏り箇所にはシール補修を施す予定としております。

伏見小学校の状況を受けて、先週1週間にわたりまして、他の5校の体育館点検を実施いたしました。

向陽中学校では1か所の天井材を撤去し、直近の卒業式を考慮してシール補修を行いました。残る4校の体育館では、雨漏りはあるものの、天井材の撤去は不要との結果でした。

また、伏見公民館の雨漏りについては、昨年度に対策を実施し、現時点では新たな雨漏りの報告は受けておりません。

ただし、議員御指摘の箇所については過去の雨漏りによる影響で天井材の表層が剥がれてきている状況であり、これに対し、今月中に東側一面の表層の剥離を予定しております。そのことによって公民館の天井については修繕が完了するということとなります。

教育委員会といたしましては、これらの雨漏りの状況を重く受け止めております。体育館の老朽化も踏まえ、総合的かつ一体的に修繕を進める必要があるというふうに考えております。

私からは以上です。

議長（高山由行さん）

2点目、総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

それでは、私から避難所における空調設備についての検討についてお答えいたします。

災害時に避難所として重要な役割を果たす学校体育館における空調設備の設置は、避難者の安全と快適性の確保という観点から非常に重要な課題でございます。国も避難所の防災機能強化に力を入れており、財源支援が手厚いことや早期の対応が求められていることも認識しております。

一方で、空調設備の設置に当たっては単に設備を導入するだけではなく、老朽化した施設の改修やそのほか関連経費も必要であり、補助の対象外となる部分もございます。そのため、総合的なコストを十分に検討した上で計画的に進める必要がございます。

優先順位の設定も含め、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

伏見小学校の体育館を契機に全部調べてゼロというのがないというのはちょっと驚いて、全部少なからずあるという回答でしたので、さすがにあの雨漏りはいかんともし難いんでぜひ早

急に直してもらいたいと思いますし、過去からシールを貼り直す、シールを打ち直すとか、いろいろやってきたんですけど、やっぱりもう小手先ではなかなか直らないだろう。昔から全体をかぶせ直さないと駄目なんじゃないのという声があるようにも聞いていますので、それぞれに応じて緊急ということではなくて本格的に直すということもぜひ検討していただきたいと思っています。

それから、ちょっと教えてほしいんですけど、避難所について小・中学校の体育館を利用しているのは分かりますが、高校が御嵩町には2つあるんですけど、体育館がしっかりしているように見えます。

高校の体育館というのは使えない、法的に難しい、制度的に難しい。どうなっているのかちょっと教えてもらえればありがたいです。お願いします。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

高校の体育館についてでございます。

東濃高校、東濃実業高校ともに、既に指定避難所兼指定緊急避難場所として大規模災害時に利用できる体制としております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

そうですか。

このリストとかにも掲載されていなかったか。あんまり確認できなかったもので、ごめんなさい。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

地域防災計画の一般対策編の指定避難所兼指定緊急避難場所一覧というところに掲載しております。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

そうですか。じゃあ私の見落としということで、もう一度確認したいと思います。

あと、最後に今度の新庁舎事業計画地の防災広場ですけど、いろいろなアイデアはあろうかと思えます。

確かに広場として確保して、あまり真ん中辺りに物を設けないというのはそのとおりだと思いますが、防災広場2のほうにぐるっと回廊みたいなのがあって、そこに屋根がついているということになっています。

やっぱり外ですので、屋根というのは避難のときやそういうときも大事かと思えます。

防災広場1のほうについても、小さな屋根でもあれば何かの活用、それこそ野菜を売るだとか、平時にそんな活用もできるかと思えますので、屋根のある場所をつくるということもアイデアの中に一つ加えていただいて検討いただければと思います。

以上、1点目の質問は終わります。

それでは、大項目2つ目、リニア発生土置場についてお尋ねします。

初めに、瑞浪市大湫の地下水位低下、さらに建物の沈下を受けて、一昨年5月に4つの条件が明確になるまでJR東海との協議を一時停止するというにされていました。

その4つというのは、事実関係を明らかにすること、原因の報告をすること、対策の報告をすること、事案発生時の連絡体制の改善をすることです。この1月13日付のJR東海の報告書を受け、協議を1年8か月ぶりに再開するとの発表がありました。

私は、もともと置場問題とトンネル工事による被害は別物であり、置場については協議をしてはどうかと申し上げてきたので協議開始そのものはよいことと思えますが、再開を決定された考えについて、3点質問します。

1点、瑞浪大湫において応急措置対策は行っていますが、恒久的対応、つまり地下水を復活させることはほぼ不可能という状況です。つまり、対策はできていない、いや、できない状況だということです。それにもかかわらず協議再開を了承した理由を教えてください。

JRの回答書に、御嵩町における取組について、観測井戸を設置する、地下水、湿地のモニタリングをする、先進ボーリングで100メートル先までの地質状況を確認する、大湫と同様の事案が発生した場合は評価書、調査計画書記載の措置にのっとり対応する。さらに、大湫の進捗を踏まえ、御嵩町でも必要に応じた追加の対策をすると書かれています。

一歩前進の内容とは評価します。しかし、今回大湫で採用しようとした湧水を止めるための薬液注入工法は、鹿児島県の北薩トンネルでの事故、これは薬液注入で湧水を止めたトンネルが完成後8年たって崩落した事故です。この事故を受けて、薬液注入工法は実施しないとJRは決めました。そうしますと、JR東海は、今後、湧水を止める方法を持ち合わせないままトンネル工事を行うということになります。この点はどのように考え、了承されたのでしょうか。これが2点目の質問です。

3点目、J R東海との協議再開に当たり、協議の窓口はリニア対策係になるかと思いますが、リニア対策係に対し、協議に臨む姿勢、方針についてどのような指示をされたのでしょうか、教えてください。

次に、前回12月にリニア全般問題について一般質問をしました。納得できない答弁が3点ありましたので、改めて確認の質問をいたします。

1点目、発生土置場候補地A、Bは重要湿地に含まれるについてです。

令和4年から令和5年に発生土置場計画に関する6回のフォーラムを行い、当時の西村環境大臣、古田岐阜県知事、御嵩町、さらにJ R東海も、置場候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識しましたと記録もあります。

令和5年9月の岡本議員の一般質問に対し、渡辺町長も、環境省や有識者への確認を経て、リニア発生土置場計画地が重要湿地に当たるとの認識であると明確に答弁されています。しかし、前回の町長の答弁は、指定者である環境省が明確な範囲を示していないので断言できないと、岡本議員への答弁を撤回するような発言をされました。

重要湿地の指定者である環境大臣が認識されているのですから、線引きは確かに示されていませんが、候補地A、Bが重要湿地に含まれる認識に異論を挟む余地はないと思います。

町長答弁の私なりの理解は次のようなものです。

重要湿地の範囲については線引きがないが、置場候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識している、もしくは置場候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識しているが、重要湿地の範囲について線引きはない。いずれかを言われていると理解しましたが、いかがですか。

2点目、押山川のリニア橋梁工事に関する発生土の土壌試験についてお尋ねします。

J R東海に試験を依頼するには何らかの根拠が必要であるとの答弁がありましたので、ここに根拠を3つお示しします。

根拠1. 他の工区。中津川の第1木曾川橋梁工事、恵那の藤川高架橋工事、これらはトンネル工事ではありません。橋梁工事です。ここで土壌試験が実施され、環境基準を超えるヒ素、フッ素が検出されたことが公表されています。

根拠2. 美佐野トンネル本線予定地の事前ボーリングで、環境基準の49倍ものヒ素が検出されました。2003年の東海環状自動車道トンネルの工事残土による久々利川流域の水質汚染事案もありました。この付近の地層は、重金属、酸性度などの要対策土が存在する確率が非常に高い地層です。

根拠3. 押山川橋梁工事から発生する残土は、検査をせずにJ R東海の工事ヤードに埋めるとのことです。工事ヤードは御嵩町内の土地であり、万一の場合、工事ヤード横の押山川から可児川、ひいては木曾川が汚染させる可能性がゼロではありません。御嵩町は、まさに利害関

係者です。

以上、町民の安全・安心の確保のため、土壌試験を依頼することにちゅうちょする必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、発生土の有効活用についてです。

町長は、残土置場に平場のスペースを造る、このことが有効利用のような説明をされました。大きさ、形状など具体的なものが協議の中で定まった段階で検討していきましょう、これも有効利用だと思っていますと答弁されています。変ですよ。このような有効活用案があるから盛土して平場を造るとするのが筋であって、平場を造ることそのものが有効利用ではないと思います。活用方法が未定のまま盛土をして平場を造るのは、既成事実をつくることにつながります。利用方法は後で考えましょうはあり得ません。

有効活用方法が議論され、決まった上での置場計画が筋であると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上、J R 東海との協議再開に関し3点、前回の一般質問の再確認の質問を3点、答弁をよろしく願います。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

まず1点目、2点目の御質問、発生土置場協議の再開に関しまして、併せてお答えしたいと思います。

前提といたしまして、今回の協議再開につきましてはあくまでも発生土置場に関する協議の再開でございまして、これに伴ってトンネル掘削が始まるものではございません。

議員の御質問でも触れられましたように、1月13日付でJ R 東海より提出された報告書において、本町におけるトンネル掘削に向けた対策として一定の評価に値するだけの回答は得られましたので、発生土置場に関する協議の再開を決めたものでございます。

一方で、議員御指摘のとおり、瑞浪市大湫町における水位低下事案に関しましては、代替水源地の検討や人口涵養などの水資源確保に向けた対策について、現在でも県環境影響評価審査会等で引き続き審議がされているところでございます。

また、大湫町の事案に限らず、本町を含めた他工区でのトンネル掘削における今後の対策についても今後検討がされていくものではないかとも推察をしております。

引き続き、瑞浪市も含め他工区の動向を注視しつつ、本町におけるトンネル掘削工事に関し

ましては、J R 東海に対し慎重な対応、丁寧な説明を求めてまいります。

続きまして、3点目の御質問、置場協議に臨む姿勢、方針に関する指示についてお答えをいたします。

これまでもお示ししておりますが、本町の置場協議に臨む方針につきましては、1. 要対策土の現計画による恒久処分は認めない。2. 盛土の安全性のチェック監視体制の構築。3. J R 東海と協議、協力しながら保全対策を進めると、大きく3点でございます。

担当部署に対しましては、この3つの方針の実現に向け、粘り強くJ R 東海との交渉に臨んでいくよう指示をしているところでございます。

続きまして、4点目の質問、置場候補地と重要湿地の関係についてお答えをいたします。

議員がこれまでの私の答弁をどのように理解されるかにつきましては私が何か言える立場でもございませんが、重要湿地に関する私の認識は、これまでも答弁してきたとおり指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言ができないということに変わりはありません。

続きまして、5点目の質問、橋梁工事に伴う土壌試験の実施についてお答えをいたします。

議員の述べられた根拠一つ一つにお答えはしませんが、それらを理由に工事施工ヤード、橋梁工事に伴う発生土に対する土壌試験をJ R 東海へ依頼する根拠にはなり得ないというふうに考えております。

前回の答弁でもお答えいたしました。行政として一事業者に対し何かしらの行為を求めるのであれば、法的、あるいは利害関係等の根拠が必要になるというふうに考えております。

最後になりますが、6点目の質問、発生土の有効活用についてお答えをいたします。

発生土置場の平場活用につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、造成の範囲や平場の形状等の詳細がこれからJ R 東海との協議によって明らかになっていくものでございます。J R 東海がどの程度平場の活用に関与するのか、そういったことも含め、現時点では決まっておりません。

今後、これから行っていく発生土置場協議と並行し、平場の活用方法につきましても引き続き協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

発生土置場協議と同様、方向性や計画等、ある程度具体化した際には何らかの形で町民の皆様へ報告できるよう進めてまいりたいと思います。

以上で私からの答弁を終わります。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

大湫の事案を受けて、トンネル工事に関する部分というのは正直言ってなかなか素人で分かる話ではありませんので、町としてもやっぱり専門家に聞くとか、専門家を交えての協議とか、もちろん県のほうで審査委員会もやっていますが、その辺はきちっとやっていかないと、単にJRからこうやってきた、ああやってきたからどうだということは大変難しいので、専門家の知識を借りるということをぜひ検討していただきたいと思います。

それから、4、5、6の質問ですね。これは結構何回もやっているんで、本当にまた質問するのかというふうに思われるかもしれませんが、多分、聞いている人は僕のほうが正しいというふうに聞いてくれていると思います。

直置場候補地、確かに線引きはないんです。それはもう認めています、私も。線引きはないんですけど、恐らく重要湿地の中に含まれていますよね。湿地があり、ハナノキがあり、集水エリアと言われるエリアから考えれば、候補地A、B、線はないけど含まれますよねということを町長も一度言っておられるんです。だからそこは含まれると、ただし線引きがないということであると理解していますが、それでよろしいですか。

違っていれば、もし違っていればですよ、線引きがないだけをおっしゃるのであれば、要するに答弁を変えられたんで、その答弁を変えた理由をちゃんと説明しないと、これは皆さん、以前、田中参事も明確に、重要湿地は候補地A、Bは含まれると議会でも答弁されています。町長も答弁されています。

だから、そこの含まれるという部分を一言も言われぬ、触れられない。それはちょっとずるいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答えしたいと思います。

先ほど申されましたように、以前申し上げた内容について何か変わったというものではございませんでして、線引きがない以上、断定、断言することができないというふうに申し上げていることでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

何回も質問しても意味がないので、岡本議員の答弁にきちっと書いてありますので、認識し

たと。ですから、認識しているということで再確認をしておきたいと思います。

それから、橋梁工事の件ですが、利害関係者ですよね、御嵩町。だって、工事現場が御嵩町の中であって、そこに検査もしない土を置くわけですよ。そこからもし漏れたら押山川に流れるわけですから、利害関係者ではありませんというのは、ちょっと町長、回答が違うんじゃないですか。

利害関係者そのものだと思いますが、その認識だけ確認させてください。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問にお答えしたいと思います。

先ほどちょっと申しましたけれども、行政という立場上、要請、あるいはお願いという行為に対して大きな差はございませんが、やはり根拠をもって臨んでいく必要があるかというふうに思っております。

お答えを求めるのであればそのように進めていきたいというふうに思っておりますが、その根拠の部分につきましては、法的根拠がある、あるいはそういった本町の事業に発生土を受け入れる場合について、本町から試験を要請していくという根拠になり得るのではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

当然、土を受け入れるときは検査するのは当然ですが、幾らJRの敷地の中だと、JRの工事内だといっても、やっぱり試験をしないのは全くおかしいというふうに思っています。

ここに1つだけ紹介しておきますけど、リニア工事におけるJR東海の姿勢が3点書かれています。

工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視。地域との連携を重視という意味は、リスクに関する正確な情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。合意形成を目指す活動と書いています。

やっぱり住民のほうで非常に要対策土が出やすい地質であるということは御存じなんで、その安全・安心を確保するために試験をやったらどうですかという話は十分にできると思いますので、法的には確かにやる義務はないかもしれませんが、今のところを根拠にぜひやるようにお願いしていただきたいというふうに思います。

それから、最後の活用の方法についてですね。やっぱり、有効活用というのは利用方法が決まるから盛土をするんであって、盛土をしてから決めるというのは逆ですよ。ですから、方法が決まってから盛土工をするということが当然の流れだと思うんですが、どうも町長がそうおっしゃらないのでその辺の考えが違うんでしょうか。お願いします。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

お答え申し上げたいと思います。

現在、JR東海から提案を受けている置場計画がベースにはなっているというものでございますが、今後の協議の深度化によりまして、置場の形状、あるいは平場の大きさは決まってくるものというふうに考えております。

今まだ協議が進行中ということでございまして、その協議が進んでいない現状ではなかなか具体的な活用方策について構想を立てるタイミングではないなというふうに思っております。

今後、JR東海との協議を進めていく中で、置場の有効活用についても併せて協議、検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

平場の形状というのは、一応ちゃんと示されています。今までも資料の中で何ヘクタールぐらいということも示されていますので、今言ったそういうのがはっきりしていないからできないということではないと思うんで、本当に有効利用の活用方向が決まって初めて盛土をすると、その手順をぜひ守っていただきたい。

盛土をしてから考えるというのはあり得ないと思います。ぜひ、それをお願いします。

リニアについてはまだまだ質問したいことはあるんですけど、ちょっと時間もありませんし、まだまだこれから先も何回も質問させていただくということで、リニアに関してはここで終わります。

議長（高山由行さん）

これで鈴木秀和さんの一般質問を終わります。

引き続き、鈴木秀和さんの町長の施政方針に対する質問を行います。

6番（鈴木秀和さん）

それでは、先日伺いました町長の施政方針に対する質問をさせていただきます。

3点ございます。

まず1点目、物価高騰支援対策についてです。

1月の臨時議会で、5点の物価高騰支援パッケージを可決しました。全町民に5,000円分のJCBカードを配付する。子育て支援として、18歳までの子供に国からの2万円に加えて御嵩町が1万円を上乗せして3万円を給付する。3番目、水道基本料金を7月から11月まで5か月間免除する。給食センターへの賄い材料費を支援する。医療社会福祉事業者への金銭を支援するの5点です。

これらの支援策が町民に情報発信されていません。3月の「ほっとみたけ」で子育て支援の3万円給付が開示されただけです。他の市町村で何万円配るとか、現金で配るとか、いろいろ出ていますが、町民は大変気にしています。御嵩町はどうしたのかと。せっかく支援策を決めたのに、知らせない手はないでしょう。

御嵩町は情報発信が遅い、下手だとの声を聞きますが、改善策を検討されていますか。これが1点目。

次、2点目。みたけファンクラブ等を通じて、交流人口、関係人口の増加を目指す施策について。

町長は、誇りの持てる町というフレーズをよく使われます。誇りの持てる町とはどういうことでしょうか。私はこの町に生まれ育ち、ここがふるさとです。誇りというか、故郷としての愛着を持っています。一方、外から来た方はどうでしょう。誇りの持てる町と言われても、ぴんときますかね。好きになれる町と言ったほうが分かりやすいと思います。

親身に相談に乗ってくれる、小さな依頼事は何とか対応してくれる。そんなささいな対応の積み重ねがこの町を好きになってもらう秘訣ではないでしょうか。

今回、施政方針にファンクラブの言葉が出てきませんでした。みたけファンクラブの会員について、1,000人を超えてから伸び悩んでいます。今、何人ですか。ベースの会員数があるこそ、その他の施策につながり、広がっていくものと思います。

新たな施策を進めるのもよいですが、ベースとなるファンクラブについて見直しが必要と思いますが、どのようにお考えですか。

先般、副業人材を活用し、外から御嵩町を見てもらった荻野氏の報告会が12月にありました。それによると、外向きの施策ではなくまずは内向きが必要である、住民、すなわち内側の熱量が外向きに有効であるとの内容であったと思います。

今、スマホは若い人はもちろん、お年寄りでも持っています。ファンクラブに入ってくれるのを待っていても増えません。一昨年、議会で視察に行った徳島県神山町の事例ですが、各家庭に配付したタブレットを使ってもらうため、行政側が自治会やサロン、公民館などで何度も

説明会を行い、かつヘルプデスクを設けていつでも困り事に対応する仕組みをつくるなど、使ってもらうために行政側が動きました。

御嵩町も自治会サロン、集会等に出向いてLINEを設定してもらい、ファンクラブの入会を促進する、やってみてはどうでしょうか。

ホームページとよく言われますが、ホームページはこちらから見に行かないと情報は得られません。「ほっとみたけ」は月1回、配付は自治会入会者だけです。実際にこのLINEの御嵩町で送られてくる情報、これは早いし、いつでもどこでも気軽に見られます。情報発信側、受ける側にとってもいいツールだと思います。

まずは、内向きの町内のファンクラブを増やす策を検討してはいかがでしょうか。

3点目、名鉄の存廃問題についてお尋ねします。

名鉄の存廃問題については、昨年8月からみなし上下分離方式による鉄道存続の方針を掲げ、令和9年4月から移行を目指して協議を進められています。

施政方針の中で、協議は非常に厳しい状況となっているとの説明でした。

まずお聞きします。これは、協議が調わない、運転継続について名鉄と合意に至らない可能性もあり得るということでしょうか。

名鉄の立場からすると、令和9年度からの方針決定のためには令和8年の今月末がリミットのはずです。もし廃線の意向であるならば、鉄道事業法で1年前までに国交省に届け出る必要があるからです。もちろん、自治体との協議は求められています。法的には廃線に自治体の同意は必要ありません。仮定の質問には答えられないかもしれませんが、みなし上下分離方式が駄目になった場合、次はどのようなお考えですか。町長の言う残して生かそうであるなら、残さないと始まりません。

当初は、比較検討の上、みなし上下分離方式がよいとの判断でスタートしたわけですが、もしそのような状況に至ったら、名鉄と合意ができなければ全く別のステージになるのでしょうか。もちろん、バスへの転換もありますが、残すための案の検討、具体的には第三セクター、本当の上下分離など、いま一度検討してみようという考えはありますか。

当初、名鉄の存廃検討に際し、議会として富山大学の中川先生の意見を聞く機会がありました。

先生の見立ては、これだけの輸送密度があれば運行は可能なはず。大手民鉄なので経費が高いことから赤字額が大きくなっているが、第三セクター上下分離での運行の場合、ここまでの赤字にはならない。クロスセクター分析、費用便益等のデータに基づく検討でも、鉄道存続の優位性が証明されているとお話でした。

もちろん、具体的な先、実際に運行提案をしてくるような先があるのかについては、時間が

ないので中川先生を含めいろんな意見を伺い、期限を決めた上で探索する必要があると思います。

昨年、議会で視察した鳥取県の若桜鉄道。議会のたより3月号で報告させてもらっていますが、御嵩町より人口、乗客数など少ない中で、また有名観光地もないですが、自治体の支援の下、運営側もあの手この手の努力をし、住民も応援隊として協力し、全国初の公有民営方式による上下分離方式で生き残りをかけて運行しています。

御嵩町は、名古屋への通勤・通学圏である町、鉄道でたどり着ける町、駅から近い新庁舎、駅前の宿場町、令和9年5月の願興寺完成等々切りがないですが、御嵩町にとって鉄道はなくてはならないアイテムであることは間違いないと思います。

もちろん、町の財政負担も大きな判断基準です。残したいという気持ちだけでは済まないことも承知しています。

さて、もう一つの案としてバスの転換もあります。

今、この区間の輸送密度は1,600人から1,700人ぐらいあると思いますが、これだけの輸送密度の場合、バス転換は結構難しいと言われていています。確かに、1台のバスに乗れる人数から相当台数のバス、運転手を確保する必要があるからです。

この新可児御嵩間の移動は高校生の利用が多い状況なので、高校生の通学と一般の人の移動、これは分けて考える必要があるのではないのでしょうか。具体的には、高校生はスクールバス、一般は通常の乗合バスというような分け方です。

いずれにせよ、今はみなし上下分離の交渉が最優先です。次の一手について、考えがあればお聞かせください。以上です。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、鈴木議員から、私の施政方針に対しての3点の御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず1点目、町民に対して地方創生臨時交付金を活用した物価高騰支援対策に係る情報発信につきましては、公的機関として正確かつ信頼性の高い情報発信を行わなければならないという認識から、当該交付金制度のプロセスや関係機関との調整に鑑み、慎重を期しておりましたが、十分ではないとの御指摘を真摯に受け止めております。

今後は、情報発信に専門的知見を有する民間事業者との連携も視野に、戦略的かつ効率的に支援策の内容や申請方法等を分かりやすく伝える取組を強化し、町民の皆様に一層御理解いただけるよう努めてまいりたいというふうに思います。

続きまして、2点目でございます。

交流人口、関係人口の増加を目指す施策に関しまして御質問をいただきましたので、3点御質問いただきましたので、一括してお答えをしたいと思います。

まず、誇りを持てる町につきましましては、私が町長選挙に挑戦した際、マニフェストに掲げた基本理念の一つでございます。

私自身、一時離れはしていたものの、この御嵩町で生まれ育ちましたので、豊かな自然とすばらしい歴史を誇る本町に大変愛着を持っております。しかしながら、町民と触れ合う中で、うちの町には何もないというような諦めの空気が少なからずあると感じたことは否定できず、それを改善したく、誇りを持てる町を理念に掲げた次第でございます。

では、何をもって誇りを持てるというのか。これは、単に誇れる素材があるということだけではなく、好きな町、暮らしやすい町、安全な町といった日々の実感の積み重ねこそが誇りにつながると考えております。したがって、誇りの捉え方は様々、町民一人一人違って当然だと認識をしております。

そのようなことを念頭に今年度取組を始めたのが、鈴木議員も質問で触れられておりました副業人材活用でございます。

タウンプロモーションの専門家である荻野氏の力を借り、アンケート調査やワークショップ等を通じて町民が御嵩町のどんなところに価値を感じているのかを分析し、核となる価値を言語化した結果、人への心の距離が遠くない町、ちょうどいい自然という2つの言葉にたどり着きました。

次に、御嵩町ファンクラブTake-Miについてお答えをいたします。

Take-Mi会員数は現在1,641名、そのうち町民が789人、町外の方が852人でございます。昨年10月から12月にファンクラブ会員向けのデジタルスタンプラリーを実施した結果、同期間中に526人の方に新たに加入をいただきました。

さて、会員増加を目指すには、まずは内向きの活動が必要ではないかとの御質問をいただきました。ファンクラブの充実には、町民向け、町外向けの両輪で取り組むことが肝要と考えます。先ほど申し上げました副業人材活用事業におけるアンケート調査において、生活の利便性等を理由に若年層ほど定着・定住志向が低いということが明白となりました。これは誇りを持てる町を目指す上で大きな課題であり、その解決に向けて内向きに郷土愛を醸成する取組が急務であるというふうに考えております。

方策の一つといたしまして、今年度は各種団体、行政が垣根を越えて郷土愛醸成について語り合い、学び合うMITAKE-JUKUを実施いたしました。来年度もさらなる方策を考えてまいりたいと思います。

最後に、名鉄広見線の存廃問題について、3点御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目、協議状況と見通しにつきまして、現在みなし上下分離方式による鉄道存続の方針に関して厳しい協議を続けている最中であり、合意に至らない可能性があることは否定できません。

施政方針でお伝えしたとおり、私自身も沿線自治体や名古屋鉄道株式会社と相対しながら、大詰めの協議をしているところでございます。

続きまして2点目、みなし上下分離方式で合意できない場合についてですが、仮定の質問にはお答えをしかねます。しかしながら、御質問の趣旨に関連いたしますので、みなし上下分離方式での鉄道存続を目指す方針を決めた際の経緯について、改めて御説明をいたします。

当該線区の在り方につきましては、令和5年度に発足いたしました名鉄広見線、新可児駅―御嵩駅間の今後に関する勉強会において、鉄道を存続する方法としてみなし上下分離方式のみではなく、上下分離方式、第三セクター化も対象に比較検証をされましたが、上下分離方式、第三セクター化は一般論として有用性や効果、また全国的に優良事例はあるものの、事業構造転換に要するコストや人材確保、予想される利便性等を理由に当該線区での導入は現実的に極めて困難だというふうに判断をされたところでございます。

その結果、鉄道を存続するならばみなし上下分離方式、鉄道存続が実現しない場合には廃線しバス転換の2択に絞り込まれたところでございます。

その上で、先日、施政方針で述べましたとおり、人件費や物価の高騰に伴う維持管理費や設備投資費の増加等により、当初に沿線自治体が負担すると想定していた試算額を大幅に上回る見込みでございます。

町民の皆様の生活、町政の将来を預かる身といたしまして際限なく負担をすることはできないと考えるため、協議は非常に厳しいものと言わざるを得ないところでございます。

最後に3点目、バス転換を含めた次の一手に関する質問ですが、こちらも仮にみなし上下分離方式で合意できない場合はという質問でありますので、仮定の質問にはお答えしかねます。

いずれにいたしましても、公共交通としての利便性向上と持続可能なまちづくりを見据えながら、現実的かつ戦略的に交通体制を設計することが不可欠というふうに考えております。

以上で、名鉄広見線の存廃問題に係る答弁について終わりたいと思います。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

時間配分だけ考えてよろしくをお願いします。

6 番（鈴木秀和さん）

名鉄については今まさに協議中ということですので、それほど深く聞くこともないんですが、ただ、交渉するに当たって、一点突破の交渉ってあんまりないと思うんですよね。やっぱり交渉するのであれば、そうでなかったらこうだね、こうだよね、その次策というんですか、次の手というんですか、別のルートというのか、そういうのを考えながら交渉ってするものなので、もう上下みなし分離、これだけだといって交渉するのはなかなかしんどいんじゃないかなという気がします。

ですから、まだ結果は出ておりませんが、時間も短いですが、いろいろ考える時間はあるはずですので、生かして残そう、逆か、残して生かそう。まず残すほうが先ですので、残して生かそうということであるならば、やっぱり残す策を、次の策も考えるということをお願いしたいというふうに思います。

それから、こちらはもう一つ、ファンクラブの関係なんですけど、先ほど町長、誇りの持てる町についてうまく言ってくさいました。

好きになれる町、暮らしやすい町、安全な町、まさにこちらだと思うんですよね。こちらのほうが、多分言葉としてはすっきり入ってきます。誇りの持てる町よりは。

ですから、逆に郷土愛を醸成するとか言っておられますけど、郷土愛って醸成するものじゃなくて湧いてくるものだと思うんですよ、皆さんの中で。だからそんなのを郷土愛を醸成するというのもどうもいま一つぴんとこないんですけど、先ほどのような好きな町、暮らしやすい町、安全な町になるために町長はどのような施策をされますか、お伺いします。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

これは捉え方も様々でございますので、好きな町、暮らしやすい町、安全な町という、それぞれカテゴリーはあるかと思えます。

もちろん、好きな町ということの代表例として、やはり好きな町、ファンになっていただくということも含めてファンクラブという部分を有効に活用していきたいというふうに思っております。

暮らしやすい町、福祉的な部分も含め、安全、健やかに暮らしながら生きがいを持って暮らしていける、そういった施策を総合的に考えていかなければならないというふうに思っております。

また、安全な町につきましては、先ほど一番冒頭で質問もありました防災の関係、あるいは

防犯の関係、そういったことも総合的に考えて進めていく必要があるかというふうに思っております。

そういったことを含めて、好きな町、暮らしやすい町、安全な町で、私は誇りを持てる町というのにこだわってはいるんですけども、その中で自分がこの御嵩町に住んで誇りが持てるというふうなもので町民の方が思っただけ、そういったことの施策を続けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

施政方針を併せて長い質問になりましたけど、これで終わりたいと思います。

議長（高山由行さん）

これで鈴木秀和さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

続きまして、一般質問を続けます。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

それでは、お許しをいただきましたので、1点について質問をさせていただきます。

こども家庭センターにおける困難事案への対応と連携体制についてということで質問させていただきます。

こども家庭センターは、子供や子育て世帯、妊産婦を対象に、医療、福祉、保育、教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設です。これまで、市町村の子供や子育て、母子に関する相談窓口は、主に2つに分かれていました。母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターと、児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点の2つでございます。

子育て世代包括支援センターは、主に妊娠・出産、乳幼児期の健康をサポートしてきました。一方、子ども家庭総合支援拠点は主に虐待対応や困難を抱える家庭への福祉的支援に重点が置かれていました。これらが別々だったため、相談先が分かりにくい、成長に伴って情報が引き継がれず支援が途切れるといった課題がございました。

また、ヤングケアラーや不登校、虐待リスクのある家庭など、複雑化する課題に対して保健と福祉がばらばらの対応になってしまい、チームとして一体的に動く必要性が顕在化してきました。

こうした中、日本の子供政策は、令和5年4月を境にそれまでの行政の縦割りを打破し、子供を真ん中に据えた大きな転換を迎えました。こども基本法の施行と、こども家庭庁の発足が

これに当たります。

こども基本法は全ての子供施策の憲法に当たる法律で、子供の権利を国際水準児童の権利に関する条約に合わせ、意見表明権や最善の利益の考慮を明文化しました。

こども家庭庁は、こども基本法の理念に基づき、国全体の子供政策をリードする司令塔の役割を果たす組織として発足いたしました。そして、住民に最も近い相談支援窓口としてこども家庭センターを設置することが市町村の努力義務とされました。

こども基本法が掲げる子供の意見を聞く切れ目のない支援を実際の地域住民、妊産婦や子供、その家庭に対して具体的に提供する場所であり、母子保健と児童福祉を一つの窓口統合したこども家庭庁が推進する包括的支援の最前線となっています。

こども基本法というルールができ、それを実行するこども家庭庁というハードが整備され、住民が相談できる窓口としてこども家庭センターというインフラ拠点が整えられたわけです。こども家庭センターは、全ての妊産婦、子供、子育て世代を継ぎ目のないシームレスに支える司令塔としての役割を担っています。一言で言うと、お母さんの健康と子供の福祉の窓口を一つにまとめ、妊娠期から18歳まで切れ目なく支える場所といえます。

御嵩町では、全国の市町村において設置が努力義務化されました令和6年4月にこども家庭センターが創設されまして、北庁舎3階の一角に設置されました。

そして、創設して2年が経過しようとしているこども家庭センターの成果、実績を含めた現状、課題について質問をいたします。

1番目、産後鬱や特定妊婦などのリスクを抱える世帯に対し、医療機関、児童相談所、学校、民間団体とどのようなネットワークを構築し情報の共有や役割分担を行っているのか、具体的な調整のスキームをお伺いいたします。

2番目、虐待等の深刻な事案において、保健師をはじめ、専門職がどのように連携し孤立させないための具体的なアプローチ、訪問や継続的な見守り等を行っているのか、町の対応策をお伺いいたします。

3番目、町民の方が相談に来るのを待つだけではなく、他職種、他機関とのデータ連携や伴走型相談支援を通じて、支援が必要な家庭を早期に発見するアウトリーチ型の取組が重要だと考えます。

センターとして、困難を抱えながらも声を上げられない家庭に対してどのような積極的なアプローチをされているのか、お伺いをいたします。

4番目です。子ども・子育てを取り巻く環境の変化や問題が多様化している中、子供たちが健やかに成長していく地域をつくるには、これまで以上に行政と地域とが手を取り合った支援体制が必要になります。国が示すこども家庭センターの役割の中にも、子ども食堂や障害児支

援などの民間資源、地域資源と一体となった支援体制の構築が上げられています。

そこで、本町の民間地域資源を活用した支援体制づくりに対するお考えをお聞かせください。

以上、まずは4点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、岡本議員の御質問にお答えしたいと思います。

御嵩町こども家庭センターは、全ての妊産婦や子育て世帯を対象とした相談窓口であり、具体的な調整スキームと役割分担は次のとおりとなります。

センターは、情報の集約、ケース会議の招集、各機関への役割分担の提案を行い、保健師、社会福祉士、保育士、公認心理師などが専門的知見からなる司令塔の役割を果たします。そこから特定の世帯ごとに、必要に応じ医療機関、産婦人科や精神科、学校、児童相談所等を交えた個別ケース検討会議を行い、支援の方向性を決定してまいります。そして、支援の実務者として各機関の担当者が定期的に集まり、支援状況の進捗確認や情報の更新を行ってまいります。

御質問の1点目、具体的な流れとしては、妊娠届出時の面談や医療機関からの特定妊婦の情報提供により早期に発見し、個別ケース検討会議等を通じて医療機関などと情報を統合し、支援方針を決定してまいります。それにより保健師による定期訪問を実施するとともに、令和8年度からは必要に応じて子育て世帯訪問支援事業による家事支援等も交えつつ、伴走型の支援を実施してまいります。

その後は、モニタリングを行いつつ支援の効果を評価し、必要に応じてプランを適宜修正してまいります。

本町では、母子保健を担う保健センターと児童福祉を担う福祉主管課の機能が一体化しているため、妊娠期、特定妊婦の把握から出産後産後鬱への対応、そして学童期まで比較的速やかに情報を引き継げる点が大きな強みでございます。これにより、医療機関からの退院情報が即座に家庭訪問に直結する仕組みが整うこととなります。

御質問の2点目、こども家庭センターでは、虐待のリスクが高い、あるいは既に発生している深刻な事案に対し、孤立を最大の敵と捉え、保健師、社会福祉士、公認心理師、保育士などがチームを組んで機動力を発揮いたします。具体的なアプローチの核心は単なる監視ではなく、信頼関係をベースにした多層的な介入となります。センターの職員だけでなく、ネットワーク型で網の目を張るスキームを構築しております。保護者が相談に来るのを待つのではなく、リスクが高いと判断された事案、それに関わる世帯にはセンター側から積極的にアプローチして

まいります。

また、中濃子ども相談センターとの連携は重要なポイントとなります。

命の危険がある、または改善が見られない重篤なケースでは、町職員と中濃子相職員が一緒に訪問し、強制力を持った介入が必要か否か、在宅での支援が可能かを現場で判断してまいります。

日中最も長く子供と接する学校、保育園。その中では異変を察知する最前線であり、情報連携を密にすることが非常に重要となります。

日頃から学校、保育園等との信頼関係の構築を図り、朝元気がなかった、服が汚れているといった虐待のサイン、兆候を小さなことでもセンターに即座に報告する仕組みは確立されております。

特に、ハイリスクな虐待案件に対しては、御嵩町要保護児童対策地域協議会を中核とした強固なネットワークにより対応を講じております。

虐待は大変機微な案件であり、ケース・バイ・ケースの対応が多いですが、このように情報連携を密にすることにより、状況、現状の把握、情報集約、しかるべき対応など、迅速かつ的確な対策を取るよう努めてまいります。

3点目の御質問。議員御指摘のとおり、自ら声を上げることが困難な家庭を早期に発見するアウトリーチ型の支援は極めて重要であると認識しております。困難を抱える家庭ほど自らSOSを発信することが難しく、行政側がいかにかに待たずに受け取れるかというアウトリーチ、積極的介入の姿勢が孤立や虐待を防ぐ鍵となります。

こども家庭センターでは、情報連携と伴走型支援を軸に、声を上げられない家庭を掘り起こすよう、次のようなアプローチ、早期発見を行っております。

相談を待つのではなく、行政が持つ情報を多角的に分析し、潜在的なリスクを掘り出して可視化、見えるようにしてまいります。

例えば、母子保健での健診事業、相談事業、赤ちゃん訪問、産前産後支援など、母子やその家庭との接触の機会を通じて、経済不安や精神疾患、未受診などリスクの要因を掘り出します。乳幼児健診の未受診や予防接種の未完了など、情報も単なる手続漏れではなく家庭内の機能不全の兆候と捉え、適宜保健師がアプローチしてまいります。電気、ガスが止まっている、何かしら警察が介入したといった行政以外からの情報も含め、様々な機関からの情報を集約するよう心がけております。また、家庭の外で子供が見せる小さなSOSを逃さないために、ネットワークも必要となってまいります。

学校や保育園と連携し、理由のない欠席や遅刻の増加があった場合、こども家庭センターへ情報が入るよう連絡体制を整え、共有をしております。もちろん、地域を巡回する民生委員、

児童委員さんからの情報も重要な情報源となっております。

本町では、これら保健、福祉、教育のデータとマンパワーをこども家庭センターという一つの窓口を集約したことで情報の断絶を防ぎ、家庭が深刻な状況に陥る前に先回りをして手を差し伸べる体制を強化しております。

最後、4点目の御質問にお答えいたします。

子供や家庭が抱える課題が深刻化、複雑化し、既存の制度だけでは対応し切れないケースが増える中、行政がその責任をこれまで以上に明確に果たしていく必要があります。

本町では、こうした課題に組織の壁を越えて向き合うため、令和8年度より重層的支援体制整備事業を実施し、支援体制を抜本的に強化してまいります。この事業の核心は、高齢、障害、子供といった分野別の枠組みを超え、丸ごと相談を受け止める体制にあります。

本町内にはNPOなどの組織化された民間資源が乏しいですので、社会福祉協議会をはじめ、民間の福祉事業所との連携が重要となってまいります。民間は、現場の気づきと柔軟な受皿、行政は全体のコーディネートと責任という役割を担えればと考えております。

重層的、多層的なセーフティネットとして、行政と地域資源なる多職種多機関が連携することで、支援の漏れや隙間をなくしていく。こども家庭センターもその入り口やハブとなり、地域のさりげない気づきを専門的な支援とたすきをつなぐ役割を果たしてまいります。

地域のボランティアや住民の皆様にも過度な負担を強いるのではなく、行政が最後のとりでとして専門的な伴走支援を行いながら、一人一人に寄り添った温かな支援体制を実現していきたいと考えております。

令和8年度の重層的支援体制事業開始に向け、現在はその基盤となるネットワークの再構築を進めております。既存の枠組みにとらわれず、本町の強みである顔の見える関係性を最大限に生かし、子供たちとその家庭が孤立を許さない安心感のあるまちづくりに全力で邁進してまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきますので、お願いいたします。

まず、今御答弁の中で令和8年度から重層的支援体制が展開されるということなんですけれども、このこども家庭センターのほかに、障害者福祉、高齢者福祉の連携についてお伺いしま

すけれども、今、北庁舎の3階にこども家庭センターと、それから基幹相談支援センターと、それから地域包括支援センターが同一フロアにあるわけですね。一番奥まったところにあるわけですけれども、これらが同一フロアにある意義といたしますか、利点といたしますか、そういったことが何かあれば教えてください。

それと、あと一緒にあることで相乗的、効果的なメリットといたしますか、そういうものがあるのか。まず1点目はそれについて見解をお伺いいたします。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、北庁舎3階のワンフロアに3センターが集約されております。これは、複雑化する相談に対して、子供、障害、高齢の専門職が即座に連携できるよう、多機関連携の質を優先した結果でございます。

一方で、物理的に距離や動線の長さが高齢者や障害者の方に対してちょっと抵抗がある、心理的問題になっている、障壁になっているという点も事実として認識しておりますが、現在の配置は現庁舎の構造的な制約の中で暫定的な最適解、知恵を絞ったベストではないかもしれませんが、ベターな選択であると考えております。

また、この3センター、高齢、障害、福祉の専門家がそこに集約することによって情報連携が速やかにできるという利点はございますので、よろしくお伺いいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

重層的支援体制には連携が必要であるということなんですけれども、今御答弁いただけるかどうか分からないですけど、将来的に新庁舎に移転した場合、高齢者や障害者、生活困難者とかという方々、本当に困っていて、その日の暮らしにも困っているという方もいらっしゃるかもしれませんが、ただでさえ相談しづらい、来庁しづらい方が多いのではないかと思います。新庁舎に移転した場合にどのような体制になるのか。来庁しやすい、気軽に相談できるような、そんなところになるといいと思うんですけれども、どのような御見解でしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

新庁舎に関わることで、民生部局の一存でお答えするというのはなかなか難しいことではございますが、ただ今議員御指摘のとおりこういった課題を一掃するチャンスではあるかなと、ワンチャンではあるかなと思っています。

新庁舎においては、専門職が連携しやすいように、取り組みやすいように、誰もが迷わず、負担なく、安心して足を運べるような配置を担当部局としては要望してまいりたいというふうに思っています。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

議員の間でも、やはりよくこれは場所のことが話題に出るんですけども、ぜひ来庁しやすい、相談しやすい場所に設置していただくとありがたいなと思います。

次ですけれども、地域資源や民間団体と連携していくということなんですが、現在、町内に子ども食堂があります。そして、この間、研修でも勉強したんですが、今日本で子ども食堂、右肩上がりに増えているそうです。御嵩町でも10年前に1か所、伏見にできました。そして中も今始めていますし、御嵩でももうすぐ始められるということで、子ども食堂がうちの町でも増えています。

伏見子ども食堂はもうこれで10年たちまして、実は今日のお米がないというような方も来られてお米を提供したり、フードドライブなどもやっていますので、食べ物を提供したりすることもできます。

そして、不登校の子供たちがちょっと来て一緒に、この間ですと恵方巻を作るのを手伝ったりとか、そんな場所にもなっていますし、不登校の子のお母さんたちの情報共有の場にもなっています。中は中公民館で、そこで御飯を一緒に食べるということではできないですけど、お弁当のテークアウトを進められています。こちらはまだ始められてそんなに間がないのでまだ手探り状態ということではありますけれども、その子ども食堂などとの連携といいますか、どういうふうに考えておられるのか、具体的に何かあれば教えてください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

再質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、子ども食堂をはじめとする地域の居場所づくり活動というのは、あくまでも有志による任意団体によって運営されております。公的な部分や守秘義務などを課せら

れた専門職ではなくて、地域の善意に基づく自由な立場で活動されているということは我々も十分承知しております。

しかしながら、こども家庭センターなど、行政全般ですけれども、取り扱う情報というのは家庭の困窮や虐待リスクなど、極めて秘匿性の高い機微な個人情報となっております。

法的な守秘義務のない、担保がない任意団体に対して、これらデリケートな情報を共有することは非常に難しいのかなというふうに思っております。その辺は御理解ください。

ただ一方で、先ほどから出ています重層的支援体制では、参加支援事業という事業項目がございます。その中において要支援者が地域とつながることは必要な範囲で連携していけるのかなというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

参加支援事業というのがあるんですね。

子ども食堂に関して言えば、ぜひ一度どんなような活動をしているのか行政側からもぜひ見に来ていただいて、ここへ行けばお米をもらえるよというような、本当に困っている方に対して、そんなような情報提供もしてもらってもいいのかなと思いますが、まずは一度見に来ていただくとありがたいなと思います。

これはお願いをしておきます。

次の質問なんですが、非常に家庭センターのほうでよくやっていたという印象なんですが、虐待や家庭内暴力は役場の開庁時間外に発生することが多いと思います。そして、夜間や休日にそういう緊急事態が発生することもあるのではないかなと思うんですけれども、そうすると結局は警察や児童相談所任せになったりするんじゃないかなと思うんですが、どういふふうに対応されているのかお考えをお聞かせください。すみません、お考えじゃなく実績といますか、対応策をお聞かせください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、虐待等については、緊急事態というのは時間、時期は選びません。24時間365日、いつどこで起こってもおかしくはございません。

夜間・休日は専門家だとかそういった方がすぐ呼べるかという問題もございますが、一時

保護としては児童相談所や警察など、こういった方々と強固に連携をしているのが現状です。ですので、24時間体制でそういった行政機関と取り組んでいくという姿勢は持っております。

まずは、子供の安全だとかを最優先で確保する仕組みは持っているというふうに考えております。

警察等の介入については、あくまでもやっぱり一時的な危機回避でございますので、その後の家庭環境の改善だとか地域での見守りとか、そういった生活に根差した息の長い支援については町のこども家庭センターが担っていくと、ここが真の役割ではないかというふうに思っています。

24時間体制で臨んでいくという姿勢についてはこども家庭センターが持っておりますし、行政機関も持っております。その後の支援についてもこども家庭センターが軸となって支えてまいりますと思っていますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

24時間体制で取り組んでおられるということ、分かりました。

次です。不登校やいじめ、そしてヤングケアラーといったような問題は、学校との連携が不可欠だと思います。

こども家庭センターができたことで、これまで以上にその学校現場へこのこども家庭センターが入り込んですぐ解決策が図れるような、そのこども家庭センターが権限とかそういったものが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その権限やルールといったようなことは明確になったのでしょうか。そこをお伺いいたします。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

御質問にお答えいたします。

不登校やヤングケアラー等の問題解決につきましては、教育と福祉の密接な連携が必要不可欠です。本町こども家庭センターが先ほど申し上げたようにハブとなって、保健、福祉、教育の権限を一元化することで、子供を主語とした切れ目のない支援を強化しているところでございます。

こども家庭センターが設置されてからまだ2年という時間ですので、現在は学校現場と役割分担の最適化を図っている段階ではございますが、個別ケースに応じた家庭訪問や関係機関調

整など、着実な支援実績は積み重なっていると自負しております。

情報共有の障壁については、個人情報保護の観点を踏まえまして要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の枠組みを最大限に活用し、学校、センター、関係機関がリアルタイムで情報を共有できるような仕組みは明確にしております。

いわゆるルールとしてはそういったことになるかというふうに思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

こども家庭センターが御嵩町も設置されたわけですが、今お聞きしたような活動をしっかりしていただいているようですので、そして今年から重層的支援体制というものも始まりましていろいろ予算化もしっかりされていますので、またこの件につきましては私どももしっかり見させていただきたいと思います。

そして、この取組に大変期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、私の一般質問をこれで終わります。

議長（高山由行さん）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

引き続き、岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を行います。

11番（岡本隆子さん）

それでは、施政方針に対する質問をさせていただきます。

1点でございます。

環境フェアの理念と美佐野ハナノキ湿地群の保全について。

町長は、令和8年第1回定例会施政方針において御嵩町環境フェアに言及されました。環境フェアが多くの町民の参加の下、環境問題を自分事として考える機会となっていること、そして今後も啓発活動を充実させていく旨を述べられました。

御嵩町の環境フェアは、1998年の開始以来、町民の環境保護への願いとそれを支える行政の環境施策の方向性が合致して生まれ、育まれてきたものと私は理解しております。つまり、町民の意識の高まりと行政の明確な環境施策が呼応してこそ、環境フェアは意義を持つのであります。

町長はまた、町内の森林をシビックプライドとして昇華させていくとの方針も示されました。町内の約6割を占める森林を単なる景観資源としてではなく町民の誇りへと高めていくことは、大変意義ある方向性であると評価いたします。

しかしながら、ここで1つ重大な疑問が生じます。

御嵩町には、環境省が選定した重要湿地である美佐野ハナノキ湿地群が存在しています。これは全国的にも貴重な湧水湿地群の一部として位置づけられている自然遺産であります。

森林をシビックプライドへと昇華させるというのであれば、国が重要と認めた湿地の保全を明言することこそ町民の誇りを支える施策になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、重要湿地について広報等で知らせるべきとも考えます。これは、先ほど述べました町長が啓発活動も充実させていくと言われたことからそう考えました。

そもそも環境フェアの精神とは何でしょうか。それは単なる啓発イベントではなく、町民の自然への願いと行政の明確な保全意志とが一致する場でもあるはずです。もし重要湿地の保全を明確に打ち出すことができれば、それはまさに御嵩町の環境行政の象徴となり、町民にとっては真のシビックプライドとなることだと考えます。

そこで質問です。

国が重要と認めた湿地の保全を明言することこそ町民の誇りを支える施策になるのではないかと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

2つ目、重要湿地について、多くの町民はあまり知らないと思います。広報等で町民に知らせるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点ですが、よろしく願いいたします。

議長（高山由行さん）

答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、岡本議員の施政方針に対する質問についてお答えをしたいと思います。

なお、岡本議員が御質問で触れられました湿地につきましては、施政方針でこれは述べておりませんので、したがって主に環境フェアの理念に係る内容についてお答えしたいと思います。

環境フェアに関しましては、施政方針で述べましたとおり、町民一人一人が環境問題を自分事として捉え、豊かな自然を次世代へつなぐ意識を高めるための啓発活動としても継続していく必要があるというふうに考えております。

一方で、町と町民が一体となって環境を守っていく環境保全を推進するには、環境の大切さを単に言葉で発信するだけでは知識や情報伝達にとどまってしまい、効果も限定的になると言わざるを得ません。このことを念頭に、町では御嵩町環境基本計画に基づき、前沢湿地やみたけの森において有識者からの助言を仰ぐとともに、実際に現地で保全活動に取り組む団体と連

携しながら、今まさに希少な動植物が自生する環境の維持に努めております。

環境保全の根幹は、町環境アドバイザーやこうした団体の皆様が実際に現場で行っている地道な整備活動にこそあるというふうに考えております。したがって、町といたしましてはこうした活動を広く周知することに加え、町民の皆様に実際に整備に参加していただく機会を設けるといったことも取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

質問したことについては、湿地についてはこの施政方針では述べられていないということで、また機会を改めて一般質問で質問をさせていただきたいと思っております。

今、みたけの森や前沢湿地で今まさに環境保全の整備活動をされているということなんですかけれども、このみたけの森も本当に町民の環境学習の場でありまして、この間クロスカントリーをされましたけれども、私の知り合いもそこで一生懸命整備活動をやっております。

やはりそのみたけの森、そんなに広くはないわけですが、少し前に県の環境の補助金をいただいて整備した木道、高原（コウゲン）湿原というのか、高原（タカハラ）湿原というのか、その木道はとても立派になりました。

何年もかかって整備されましたけれども、ほかにも湿地が幾つかありまして、そういうところが今40年経過して腐っているような状態で立入禁止になっているところもありますので、そういうところも今後、町長、ぜひちょっと見ていただいて対応していただきたいと思っております。

これはお願いです。質問ではありません。

以上で、私の施政方針に対する質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は11時20分とします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

一般質問を続けます。

8番 奥村悟さん。

質問は一问一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

また、午前中に質問が終わらなかった場合、午後からに回しますのでよろしくをお願いします。

8番（奥村 悟さん）

それでは、さきに通告しておきました通告書に従いまして、本日は大項目2点について質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、民生委員・児童委員の活動支援と課題について。

民生委員制度は、大正6年、1917年に岡山県で発足した済世顧問制度を源とし、翌年大正7年、1918年には大阪府で方面委員制度が発足し、昭和3年、1928年にこの方面委員制度が全国に普及しました。どちらも生活に困窮する人々を救うことから始まった制度で、戦後昭和21年、1946年、民生委員令の交付により名称が民生委員と改称され、現在に至っています。

児童委員制度は、昭和22年、1947年に児童福祉法が制定されたと同時に児童委員制度が創設されました。

児童福祉法第16条で、民生委員は児童委員をもって充てているという規定により、民生委員が児童委員を兼ねています。全国に約24万人いる民生委員・児童委員が、昨年12月1日に一斉に改選されました。

以下、民生委員と略して質問をさせていただきます。

民生委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聞いて、都道府県知事が厚生労働大臣に対して推薦し、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員です。

民生委員は、任期は3年で給与の支給はなく、無報酬のボランティアによる活動です。職務は在宅高齢者の生活支援、児童の健全育成、子育て支援、障害者の自立生活支援など活動範囲が幅広く、地域福祉の推進、向上のために欠くことのできない存在となっています。

昨年の一斉改選では、全国で2万91人の欠員が生じ、前回改選時よりも欠員が4,900人も増え、戦後最多を記録したことで関係者に衝撃が走りました。岐阜県では、定数4,564人に対して欠員が146人という状況です。前回改選時より、欠員は69人も増えています。このように成り手が不足することで、地域全体の福祉が停滞する可能性が高まっています。

民生委員は、高齢者の異変などの情報を関係機関に伝えるパイプ役であり、民生委員が減少することで、独居高齢者の孤立や孤独死などの重大事態への対応が遅れるリスクが高まります。また、欠員が生じることで、その地域への過重負担につながります。

本町でも、昨年8月に御嵩町民生委員推薦会が開催され、新旧合わせて民生委員34人と主任児童委員3人が承認され、12月から新しいメンバーで活動が始まっています。

しかし、一つの担当区域で後任が見つからないことから、現在欠員となっており、他の

区域の民生委員がカバーしています。他の2つの担当区域でも後任が見つからないことから、後任者が決まる予定の3月まで引き続き活動されとお聞きしています。

全国的な民生委員の成り手不足が深刻化している中で、本町の改選に当たる担当者をはじめ、関係団体の皆様の努力には感謝しております。

令和4年3月に、全国民生委員児童連合会が、一般の方から見た民生委員の印象や認知度の調査を実施していますが、その調査では64%の人が民生委員の名称や存在を知っていたが、役割や活動内容まで知っていたのはわずか5.4%という結果が示すように、まずは町民の皆さんへの周知と理解に努めていく中で、民生委員の役割と活動内容を明確にし、民生委員を安心して引き受けられる体制づくりを行うことが必要であると考えます。

民生委員を中心になって決めるのは、自治会長と選考委員のため、自治会自体の加入率低下や高齢化が課題となっている中、必然的に成り手も減少しています。民生委員の活動には、戸別訪問のほか高齢者などとの日頃からのコミュニケーションや、月に1回の定例会の参加、定例会で協力を求められた活動への参加があり、活動頻度は人によってまちまちであるが、負担が大きいようです。自治会に、民生委員の活動をしっかり理解してもらう工夫が必要であることと、ホームページなどで役割や必要性をPRすることも重要です。

高齢者の就労率の増加や、現役世代が仕事、介護、育児など複合的責任を抱えていることも人材不足につながっています。活動対象が極めて多様化している中で、業務範囲が明確に定義されていないため、個人の判断に大きく委ねることから、心理的、身体的な負担が大きく、私生活との両立が難しくなっています。

このように、幾つかの疑問や課題があるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1つ目、民生委員の平均年齢と定員に対する充足率についてお伺いします。

2つ目、民生委員推薦準備会の立ち上げなど、候補者選定までのスケジュールはどのようですか。選任のルールをつくるなどの見直しをすることもありかと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目、民生委員の成り手不足に対して、新たに協力員というボランティアを設け、民生委員を助けてもらおうという動きが始まっています。協力員は高齢者の見守りなどを行い、何らかの支援が必要となれば民生委員につないで支援の手を行き届かせるもので、新たなサポート役となっています。

このように、民生委員の活動を補佐する協力員制度を設けている自治体もあります。他の自治体のように、こういった制度を取り入れる考えはありますか。

4つ目、民生委員の活動を、町民の皆さんに理解と認識を深めていただくことで、民生委員

と町民との信頼関係が生まれます。活動や役割などを分かりやすく解説したパンフレットの作成やホームページでの掲載は非常に大切なことです。本町では周知をどのように行っておられるでしょうか。

5つ目、現在は全町内35地区に割って民生委員を配置されていると伺っていますが、現在、分かれている地区編成も、人口減少や人口動態の変化により各自治会の世帯数に変化が生じており、従来の担当区域では各委員間の受持ち世帯数に格差が生じていることから、受持ち世帯数の見直しを行うことはできないでしょうか。

6つ目、地域福祉を取り巻く現状が大きく変化しつつある今日、大きな期待が寄せられている民生委員の活動を支えるために、どのような支援が必要と考えておられるのか、見解をお聞かせください。以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

まず、1番から5番までを民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、奥村議員の御質問にお答えしたいと思います。

私からは1番目から5番目の質問にお答えしたいと思います。

議員御案内のとおり、民生委員・児童委員の皆様には、地域福祉の最前線で高齢者の見守りや生活相談など多大なる御尽力をいただいております。深く感謝申し上げます。

奥村議員に至っては、奥様が3期、9年と長期にわたり民生委員を務めていただきまして、誠にありがとうございました。今後もOGとして御活躍されることを祈念申し上げます。

昨年12月には一斉改選が行われ、新たな体制の中で地域の見守りなど町内の福祉に貢献していただいております。

近年は、社会構造の変化に伴い、相談内容の複雑化、多様化が進む一方で、成り手不足や特定の委員への負担集中が全国的な課題となっております。本町も例外でなく、委員の高齢化や仕事との両立の難しさを、毎回改選時には痛感しているところでございます。

それでは1点目の質問、民生委員の平均年齢と充足率についてお答え申し上げます。

昨年の改選で選定されました民生委員34名の平均年齢は69.7歳で、充足率は民生委員・児童委員全体で97.4%となっております。

2点目の御質問、選任のルールについてお答え申し上げます。

改選の年の6月頃、候補者の推薦は、まずは再任を含め、地域住民の中からふさわしい人物を探すところから始まってまいります。民生委員推薦準備会で、地域の実情に詳しく社会福祉への理解と熱意がある人物、候補者を選び、年齢や居住実態、人格、識見などの基準を満たし

ているかを確認いたします。推薦された候補者は、議会議員、社会福祉の関係者、教育関係者などで構成された民生委員推薦会に諮られます。ここで、本当に地域を代表する委員としてふさわしいのかを客観的に審査することとなります。

推薦会で承認されると、町長から都道府県知事へ推薦状が送られ、推薦された候補者について最終的な適格性のチェックが行われ、知事が厚生労働大臣に推薦し、最終的に厚生労働大臣が委嘱、正式に任命という運びになります。

民生委員の選定については、民生委員法の規定により定められていますので、本町独自で選定方法を変更するという事は難しいですが、推薦準備会など候補者選定の入り口部分、本町の要綱で規定している部分については、見直しなども可能かとは思いますが。

どのような選定方法がいいのか、今の選定方法に不備、不具合等があれば、今後検討することもあるかと思えます。

3点目の御質問で、民生委員協力員制度の導入についてお答え申し上げます。

御提案いただいた民生委員協力員制度については、民生委員一人一人の負担を分散し、よりきめ細やかな見守り体制を構築する上で有効な方策の一つであると認識しております。民生委員と民生委員協力員の違いをまず整理したいと思います。

先ほどの答弁のとおり、民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱します。それに対し、協力員は各自治体の設置要綱等に基づき首長が委嘱いたします。任期は民生委員が3年に対して、協力員は1年と短い期間を設定するところが多いようでございます。

協力員の位置づけは、あくまでもボランティア活動であります。活動費として、自治体によりますけれども、1か月あたり1,500円から2,000円程度が支給されている模様でございます。その他、個人情報保護や政治活動の制限など、細やかな規定がございます。

実際に導入している他自治体の事例を見ますと、協力員が地域の目として日常적인見守りを担い、民生委員が専門的な相談や行政への橋渡しに注力するという役割分担により、活動の持続可能性が高まっているかと思受けられます。

しかしながら、民生委員の選定自体が困難な状況の中で、さらに協力員という新たな枠組みで人材を募るということは、地域にとってさらなる負担となり、結果として選定作業を担う地区役員の方や民生委員の皆様を苦しめてしまう懸念がございます。

また、協力員の方が活動される際の個人情報の取扱いや万が一の事故への対応など、責任の所在を明確にする必要があります。協力員をサポート、管理する業務が、かえって民生委員の新たな負担につながるというジレンマも予想されます。

制度をつくることで生じる新たな副作用を起こしてはなりません。そのため、直ちに新たな制度を設けることについては、慎重な判断が必要であるかと考えております。

まずは、近隣住民による見守り活動、既存の組織、ボランティアとの連携をより深めることで、制度上の協力員という形に縛られず、自然な形での助け合い、インフォーマルな支援をしていくことが、本町にとっては現実的かつ持続可能な道ではないかと考えております。

本町の現状を見てみますと、任期を終えた民生委員のOBやOGの方々が、御近所の見守りや児童・生徒の交通安全の見守りのお手伝いをしている方も多く見受けられます。ごく最近起こったことですが、近所の方の姿を見かけなくなったということで、民生委員OBの方が現役の民生委員に情報提供していたケースもございます。別の事案では、住民の方が、近所にお住まいの方が路上で倒れている、そういった場に居合わせ、その場でケアをされたということもございました。その方は直ちに搬送され、事なきを得て、現在、地域包括支援センターの伴走型支援につながっているということもございます。

議員御提案の趣旨である負担軽減の必要性は十分理解しております。新たな職を設けることによる負担の連鎖を招かぬよう、まずは現行体制の支援に注力してまいりたいと存じます。

4番目の御質問、民生委員活動のPRについてお答え申し上げます。

民生委員・児童委員の活動は、地域住民のプライバシーに配慮する特性上、その具体的な内容が周囲から見えにくいという側面がございます。何をしてくれる人なのかが正しく理解されることは、相談のしやすさにつながるだけでなく、将来の成り手不足の解消や委員自身の活動のしやすさ、信頼関係の構築において極めて重要であると考えております。

本町における現在の主な周知活動は、広報「ほっとみたけ」において、一斉改選時の新委員の紹介や主な活動や役割を掲載しております。

また、関係機関への情報提供としては、地域包括支援センターや社会福祉協議会を通じ、高齢者宅への訪問や福祉イベントの際に民生委員の存在を適宜周知しております。

一方で、現在の周知が制度の説明にとどまっており、活動の魅力や具体的な相談事例を分かりやすく伝える工夫については、まだ改善の余地があるとは考えております。町民の皆様、困ったときには民生委員さんがいるという安心感を持っていただくためにも、広報活動を単なる情報提供にとどめず、信頼関係を築くためのツールとして強化していくよう努めていきたいと思っております。

5番目の質問、受持ち担当区域についての見直しについて答弁申し上げます。

民生委員の定数基準については、厚生労働省の指針に基づき、おおむね町村部においては70世帯から200世帯に1人という目安がございます。厚生労働省が定める基準を参酌し、岐阜県が条例で定めた基準に基づき配置を行っております。

本町の担当区域につきましては、歴史的な経緯や、自治会の境界を基本に編成されておりました。

しかしながら、近年の少子高齢化や人口移動、新たな宅地開発などにより、特定の地区で世帯数が急増する一方で、減少が著しい地区も現れているというのが現状でございます。委員間の業務量に不均衡が生じている場合には、委員の皆様が一人一人の住民に寄り添ったきめ細やかな活動を継続するために、過度な負担を是正し、公平な負担、公平な区域割りを行うことが不可欠だと考えてはおります。

本町といたしましては、現行の配置体制において、委員の方々から業務負担が過重であるといった声や、配置基準そのものに対する見直しを求めるとご意見は頂戴していないのが現状でございます。

委員お一人お一人が担当区域の状況を把握し、長年にわたり築いてこられた地域との信頼関係は、現在の体制下の下、安定的に維持されているものと認識しております。

今後も、社会情勢の変化や委員の皆様のご活動状況を注視し、負担軽減策については、事務局の支援体制の充実等を含めて検討してまいります。現時点におきましては、直ちに受持ち世帯数の基準の見直しを行うことは想定しておりません。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行さん）

それでは、6つ目の質問に答弁をいただきます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは私からは、民生委員の活動を支えるための支援について答弁をさせていただきます。

最初に、議員御指摘のとおり、本町の福祉行政は、民生委員・児童委員の皆様をはじめ、人権擁護委員あるいは日赤奉仕団、そして更生保護を支える保護司など、崇高な奉仕精神をお持ちのボランティアの方々によって支えられております。

委員の皆様には、自身の生活がある中で、ボランティア活動という意識と献身を持って、地域住民の生活の困りごとや社会復帰を目指す方々への温かい見守りに御尽力をいただいております。

こうした方々が地域に根を張り、行政と住民のかけ橋となってくださることに対して、町として改めて深く感謝と敬意を表する次第でございます。

近年は、地域における孤独死の防止や児童虐待の早期発見など、民生委員の皆様への期待が高まる一方で、その責任の重さや、相談内容の複雑化が活動の大きな負担となっているということは認識しております。行政といたしましては、民生委員を単なるボランティアとしてではなく、地域福祉の最も重要なパートナーとして位置づけ、安心してかつ持続的に活動できる環境を整えることが最優先の支援であるというふうに考えております。

困難な事例を、委員お一人で抱え込むことがないように、本町では重層的支援体制のもと、多機関の即応体制を強化してまいります。いつでも行政にバトンタッチができるという安心感を提供することこそが重要な精神的支援になるというふうに考えております。

また、自信を持って活動いただくために、実務に即した研修を継続的に実施してまいります。個人情報の取扱いに十分配慮した上で、行政が持つ情報と民生委員が把握している現場情報を適切に共有し、共に地域を守るチームとしての機能を高めてまいります。

今後も、民生委員の活動に対し、実務的、精神的な両面から実効性のある支援を追求してまいりますというふうに考えております。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

詳しい説明、丁寧な説明ありがとうございました。

幾つかちょっと再質問したいわけですが、先ほどの1問目の民生委員の平均年齢と定員に対する充足率のところですが、先ほど97.4%ということで、一人欠員ということになっておりますが、私ちょっと調べてみましたら、可茂管内ですが、御嵩町では広報紙1月号、それぞれの広報紙12月と1月号に載せてあったわけですが、美濃加茂市では充足率が97.1%、欠員が3人、可児市は充足率97.3%、欠員が5人、坂祝町、富加町などほかの市町、村では充足率100%、欠員はなしというように、美濃加茂市と可児市と御嵩町が欠員があったということですね。

人口の多いところほど、充足率は低いような気がいたしますが、全国的に見てもそのような傾向が多いようです。ということで、今回の欠員が1人だったということですが、昨年の改選で、3年ごとの改選なんですけれども、過去にこの欠員が御嵩町ではあったのかどうか、その点ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

過去の民生委員の充足率については、ほぼほぼ100%だと記憶しています。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございました。

状況の変化、自治会とかいろんな状況の中で、こういった成り手不足とか増えてきますので、そこら辺をしっかりとやっていく必要があるかなというふうに思います。

それからあと、民生委員からは、いろんな声を吸い上げていただいていると思うんですけども、町のほうに地域福祉計画というのがあると思いますが、令和6年の3月につくられたものですが、美濃加茂市の地域福祉計画をちょっと出して見たんですが、それと比較してみますと、やはりこの地域福祉計画や、施策に反映されているというような実感、御嵩町を見てもないようなことに思いますけれども、民生委員の知見、そういったものを町の政策立案にどう生かしていけるのかということをお聞かせいただきたいと思いますし、それとあと、委員さんから得られたものが、感想だけではなく、知見、次につながる情報をフィードバックするような手だてが必要ではないかと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

奥村議員の御質問にお答えします。議員御案内のとおり、民生委員という立場は、民生委員さんの皆さんというのは単なる委員活動をするというわけではなく、地域の専門家だと私は捉えております。単なる調査員ではなく、この町全体、地域の中の福祉政策のアドバイザーでもあるというふうに私は捉えております。

定期的開催される民生委員・児童委員の定例会の中においても、担当者が直接意見を聞く機会を設けまして、必要とあれば現場の声、直接予算や事業計画、先ほどもおっしゃいました地域福祉計画など反映できるものについては、取り込んで考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

次に、高齢者の、先ほども触れましたように独居世帯が増えてきておりますし、認知症の高齢者も増えてきておるとは思います。民生委員だけでは全ての対象者を把握するのは限界があると思います。

先ほど申しました協力員制度を導入している他の自治体、特に春日井市がかなり熱心にやっております。令和6年の4月から始めたわけですが、かなり熱心にやっておりますけれども、地域住民、協力員が関わることで見守りの目がやっぱり目線だけじゃなくて周りからも

増えてくるというふうに思いますけれども、本町ではそういった役割を、こういった方たちが担うのかということと、それから、社会福祉協議会が町内各自治会に、1人ずつ委嘱している福祉委員という方が見えますけれども、その職務は、民生委員・児童委員と連携して地域の見守り活動を行うとしていますが、担当部署としては、福祉委員との関わりをどう考えておられるでしょうか。

その2つ、ちょっと関連で質問しましたが、お願いいたします。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

御質問にお答えいたします。

最初の御質問でございますが、先ほど答弁で少し触れましたが、例えば特定の協力員というような身分をつくらずとも、インフォーマルな支援ということで、例えば見守りだと水道の検針員さんが異常なメーターだとか、メーターが止まっているとかというのを見てもらったり、新聞配達や郵便配達の方々が、荷物がたまっているとかというような、そういった見守りなどが考えられますし、実際そういうのも情報としていただくことがございます。

こういった情報を拾えるよう、アンテナは高くしていきたいというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、制度に頼るのではなく、近隣住民同士の自然な声かけ、あとはサロン活動など地域全体の防犯、防災力も高まっていくのではないかとというふうに考えております。

2点目の御質問ですが、福祉委員についてですけれども、議員御案内のとおり、これは社会福祉協議会の方の独自の規定ですので、私のほうからこの活動内容について言及する立場ではないんですけれども、ただ、地域福祉を推進する上では重要なパートナーであるというふうに私は思っております。

例えば、福祉委員さんは、食事サービスや公民館の文化祭、お祭りなど、こういったものに参加されて、地域の中で顔の見える関係を築いていらっしゃるというふうに伺っております。福祉委員さんが、日々の生活の中で気づいた小さな変化を民生委員の方へ報告していただいて、それが民生委員さんが専門的な視点で判断して、行政、町や社会福祉協議会へつなぐと、連絡調整、ネットワークを維持されているというふうに考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

協力員でなくて、検針員さんにも見ていただくということなんですけれども、私が以前も役所にいた頃、「福祉の環（わ）ネットワーク」というものを立ち上げた覚えがありまして、これは検針員だけじゃなくて、新聞配達、そういった方たちのネットワークをつくって、協定を結びながら、その見守りとか、新聞とか郵便がたくさん入っていたときにはちょっと心配だと、今どうなっているかちょっと分かりませんが、そういったこともやった覚えがあります。

次に、困り事が特にあるわけですが、相談事が民生委員のほうに伝わるわけですが、さっき言ったように、どなたが地域の民生委員なのか、知らない住民が多いというふうに思われます。

先ほど周知をするということだったんですが、周知が足りないために、結局役場のほうに集中して問合せが来ますよね。民生委員じゃなくて役場ならいいということで、福祉のほうに問合せが電話等であると思うんですが、そういった場合に、連携がなかなかうまく取れてないというふうに思うわけですが、ちょっと持ってきたんですけど、こういったマグネットがあるんですね。これ違うマグネットですけど、冷蔵庫に貼ったりと、先ほどの鈴木議員からもちょっと話が出たんですけど、こういったものを身近なところへ貼っておくとすぐ目につくと。チラシだとかそういったものはどこかやっちゃいますので、こういった方法もいいかなと、配付するのもいいかなというふうに思いますが、目に見える形での周知は徹底すべきだというふうに思います。

その辺のところをお聞かせいただきたいんですけど、1つ例を挙げますと、名古屋市の瑞穂区ですね、PR映像を作っています。これ16分物ですが、それから、東京都ではショート動画15秒を作成しています。東京都は去年の4月に作成しました。これ、ユーチューブで配信しています。私もちょっと見ましたが、瑞穂区のPR動画、本当に分かりやすいです。本当に一般の住民が見ても分かりやすく作ってあります。民生委員さんも直接出て話をしてもらえますけれども、本当に大変分かりやすいです。

そういった方法があるかどうか、この辺は取り入れるかどうかは分かりませんが、先ほどの目に見える形での周知を徹底すべきだというふうに思っていますが、その辺のところをちょっとお聞かせください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

貴重な御意見ありがとうございます。

今の御質問に対してお答えを申し上げます。

確かに住民が身近な相談相手である民生委員・児童委員を正しく認識していただくということは、地域福祉の基盤であるというふうに思っております。

現在、本町では民生委員の名簿の公表や広報紙での紹介を行っておりますけれども、転入者や若い世代については、誰が民生委員なのかということが把握し切れていないという面については、これは強く認識、真摯に受け止めております。

一方で、民生委員の方々が御氏名や連絡先を広く全戸配付するとかということについては、委員個人のプライバシーや、夜間・休日を伴い、過度な相談、周知を招くということも懸念されるということもあります。

ただ、そうはいうものの、民生委員の活動に対してはPRをしなきゃならないというのが根底にございまして、年に1回ないし2回、こういったチラシを配っているということはございます。

また昨今、定例会の中では、民生委員さんの中からホームページで紹介してほしいという声も上がってまいりましたので、担当者としてはそれを強く受け止めて、ホームページで広く知らしめたいというふうにも考えております。

マグネットについては、貴重なアイデア、情報だと思います。検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（高山由行さん）

奥村議員、時間が来ましたので、午前中、再質問等また意見がありましたら、大項目の方で、午後からよろしく願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は13時10分といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時10分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続けます。

〔8番議員挙手〕

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

先ほど町長のほうから、地域福祉の重要なパートナーとして位置づけるという答弁がありましたけれども、民生委員は、この重要なパートナーと位置づけるのであれば、その責任と能力に見合った処遇の改善が必要ではないかということですが、現在の活動費が年間3万円という

ことなんですけれども、実費弁償的な性質があるのかなというふうに思いますが、町独自の公費の投入だとか上乘せ、活動中の事故に対する補償など、一步踏み込んだ支援を検討すべきではないかということなんです、例えば東京都では、多様化する活動へのサポートを手厚くし、成り手不足の解消をなくすために、来年度2026年度から活動費を現在の月1万円から3万円に増額するそうです。

また、民生委員を雇用する企業には新たに1人当たり10万円の協力金を支給とするということですが、企業にその民生委員がいるならば、その人に対しての企業の支援ということで、10万円を協力金として支給していくということもやるそうですが、ここまでとはちょっといきませんが何か知恵を出していただいて、支援策があればと思いますが、その辺のところをお聞かせいただけますか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

奥村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、民生委員・児童委員というものは、先ほど来申し上げましたように民生委員法に基づき規定されているものでありまして、奉仕の精神を旨とする非常勤の特別職公務員であるということは御存じのとおりです。

その活動費につきましては、実費弁償的な性質を持つ活動経費として、県や市町村が分担して支出をしているというのが状況でございます。

一般的に全国一律の制度として無報酬というのが原則とされている背景につきましては、住民と同じ目線で中立公正な立場で寄り添う、極めて純粋ないわゆるボランティア精神が根底にあるというふうに認識しておりますので、現状の実費弁償的なもので御活動していただいているというのに関して、特に不平不満とか御要望というのはまだいただいていないという状況です。当座はこの仕組みでいきたいというふうに思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

はい、分かりました。

金銭的な弁償ではなくて、何かほかの手だて、そういったものがあればボランティアとしてもよろしいかなと思いますので、そういった点も考慮していただきたいなと思います。

一応質問はこれで終わりますが、私ちょっと1人の民生委員に長年の活動についてちょっと

話を伺ってきました。そうしましたら、こんなことを言われました、その方は。

特に独り暮らしをする高齢者への訪問に力を入れてきましたと。玄関や軒先で30分ほど話し込むこともありました。病気や悩みの相談、遠方に住む家族の話、昔の仕事や戦争の話を聞くこともありました。昔に比べれば、デイサービスや訪問介護などのサービスは増えているが、孤独を感じている人が多いのでは。民生委員の仕事を通して、たくさんの人の人生に触れ、生きがいになりましたと話をしていただきました。

このように活動される中でやりがいを感じている民生委員の方もおられるというふうに思います。

民生委員もそうですが、地域の担い手といわれる人は、探すのではなく育てることが肝要だと私は思います。町は、ボランティアなど多様な人材の活動を支援していますが、新たに育てることに取り組んでいかれることをお願いするものです。私も微力ながら、民生委員も含めた地域の担い手の育成に地域の皆さんと共に努めていきたいというふうに思っております。

これで1問目の質問を終わります。

続きまして2項目めですが、姉妹都市、友好都市による交流についてであります。

姉妹都市、友好都市の提携について、令和2年9月第3回定例会で渡邊公夫前町長に質問し答弁をいただきましたが、その後5年以上が経過しても姉妹都市など話題に上ることもなく、いまだに進展がないような気がしてなりません。

そこで今回、町長も替われ、現在の渡辺幸伸町長の率直な考えをお聞きしたく質問させていただきます。

姉妹都市、友好都市は、その都市と交流することにより、文化的、行政的、さらに経済的効果をもたらし、災害等の非常時にも有益な効果が得られることから、私がかねてより、ぜひ御嵩町においても姉妹都市、友好都市による交流を進めてほしいと願ってきました。

昨年10月に議会視察で訪れた鳥取県三朝町では、フランスのラマルー・レ・バン町との姉妹都市により交流団の相互派遣を通じた交流を深め、さらに台湾台中市石岡区との交流促進により両町の中学生交流団が相互に訪問するなど、青少年交流が行われています。

国内では京都府城陽市との姉妹都市、滋賀県多賀町、茨城県大洗町との友好都市により、文化、スポーツ交流や特産品販売を通じた交流が行われています。人口が5,600人余りの小さな町が、海外の2つの国と国内3つの都市と交流を行っていることに驚きを覚えました。

県内の海外との姉妹都市提携の状況を調べてみますと、市では15市、町村では7町村、合計で22の自治体が提携を結んでおり、提携件数は42となっています。外務省の地方連携推進室では、日本国内の姉妹都市を探している海外の自治体情報が多数あり、海外との姉妹都市提携は

難しくないものと考えます。国内との提携においても同様です。

姉妹都市、友好都市の提携は、町の資源地域資源を生かしたまちづくり、産業の発展、観光交流人口の増加につながり、関係人口やインバウンドの構築に効果があると考えます。

県議会では、昨年9月の定例会で伊藤秀光議員が国際交流に関して質問をしていますが、そのときの江崎知事の答弁では、県や市町村が行っている国際交流は、県民の国際理解を深め外国の方々に敬意とおもてなしの心をもって接する土台づくりに役立っている。東京オリ・パラ大会のカナダ陸上選手の県の合宿での歓迎行事により、国際交流の重要性を認識した。さらに、市町村が特性や強みを生かしたより深く幅広い交流を実現できるよう後押しすると答弁されています。

このように、知事も国際交流には前向きであり、市町村の国際交流の取組には後押しすることも答えておられます。ぜひ知事のパイプを密にして、国際交流の実現に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

前町長の答弁では、姉妹都市や友好都市については前向きでいる。候補となる自治体が具体的に出てくれば、ターゲットを絞って前向きに検討していきたいと答弁されています。御嵩町においても、文化交流や青少年交流、観光振興など様々な効果が期待できる姉妹都市、友好都市による国際、国内交流を進めるべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

それでは、ただいま御質問いただきました姉妹都市や友好都市による交流に対する私の考え方について述べさせていただきますと思います。

まずもって、議員が質問で述べられたとおり、姉妹都市や友好都市による交流につきましては、文化理解の促進、青少年の育成、観光振興、産業振興など多面的な意義を有するものであり、私自身もその可能性について前向きに捉えております。

加えて、このような交流を行うに当たっては、単に協定等の締結を目指すのではなく、本町が描く将来像を意識してその実現に寄与する交流となるよう、姉妹都市や友好都市として交流する目的を明確にし、その目的を担って交流先と十分に関係を築き上げることが重要であると考えております。

例えば、中山道や宿場町といった歴史的・文化的価値を高めることを目的とするならば、歴史街道や宿場町の磨き上げ、文化財の保存などに先進的に取り組んでいる自治体と交流でき

ば、それらの分野における知見が共有でき、さらには誘客促進等も期待できるのではないかと
いうふうに考えられます。

また、本町の特産品と親和性の高い産品を有する自治体との交流であれば、コラボ商品の開
発や共同プロモーションを行うことで、認知向上や販売促進といったメリットが相互に期待を
できます。

一方、令和2年第3回定例会での奥村議員の質問に対し、過去に県外の自治体と交流するも
残念ながら続かなかつた例を挙げ、本町が交流相手にあまり知られていなかったことが交流が
続かなかつた原因ではないかというお答えをしております。持続性の高い交流を目指す上では、
認知度不足という課題に向き合い、他自治体にしっかり認知されるような取組を同時進行で進
める必要があるかと考えております。

さて、今述べましたように自治体交流には様々な取組方があり、奥村議員が質問の冒頭で触
れられましたように、姉妹都市、友好都市として交流することで、例えば災害等の非常時に有
益な効果を期待できるといったこともあろうかというふうに存じます。

一方で、何をきっかけに交流を始めるかといったところに目を向けますと、姉妹都市、友好
都市として関係を築き上げるというアプローチとは違った交流の可能性もございます。

令和7年第1回定例会で山田議員から御質問いただきました際に答弁をしておりますが、町
の防災力を強固なものにして、有事の際に効果的に対処していくことを目的に締結する災害時
相互応援協定をきっかけに始める自治体交流も有効な方法であるというふうに考えております。

実際、自治体間の交流はなくとも、首長が同じ政党の同期であったことや、京都の出身者が
別の自治体で首長を務めていたことが縁で災害協定を締結し、その後交流に発展した事例もご
ざいます。このことを頭の片隅に置きながら、全国の首長が集まる機会を捉えては、大規模災
害が発生した場合においても、同時に被災することがない適度な距離感のある幾つかの自治体
の首長とお話をさせていただいているところでございます。

仮にこのような協定を優先した後、改めて自治体間における行政の共通課題や双方の産業、
文化、歴史や教育など、それぞれの特性を生かし、日常的に交流できそうな分野において連携
することで、様々な交流が展開できるものもあるのではないかと捉えており、その可能性を今
後も模索していきたいと考えております。

以上が、姉妹都市や友好都市をはじめとする自治体交流に対する私の考え方でございます。
これに基づき、今後も交流の可能性を模索していきたいと思っております。

以上で私の答弁を終わります。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

冒頭でも申しましたように、本当に町長が替わられて今の渡辺幸伸町長の率直な、どういうふうにしていくか、姉妹都市、友好都市の関係ですね、話を聞けましたので、ありがとうございます。

近隣では、白川とか可児市とか、そういったところも国際交流をやっておりますけれども、可児市なんかは可児っ子ということで毎年20名ぐらい派遣しているんです。今年令和8年度も20名ということで、1人当たり結構かかるんですね。どれくらいかかったかな。25万円ぐらいかかるんですね。それで、市のほうも委託料ということで600万円ほど計上しております。

これは6年ぐらい前から続けておりまして、毎年小・中高生を募集して、20名ほどを派遣しているということなんですけれども、オーストラリアのレッドランド市というところなんですけれども、ここに派遣をしております。令和8年度も派遣されるということで、20名のところにかんがりの応募があって抽せんになるということですので、こういった交流も近隣もやってますので、していただくと将来的にいいかなというふうに思います。

先ほど災害協定の話が出ましたけれども、特に南知多なんかは姉妹都市を提携して、その後、災害時相互応援協定を結んでいるんですけれども、姉妹都市を結ぶと、その後に災害時の相互応援協定に発展するケースがあるんですね。

災害時相互応援協定は必要ですけれども、それより前に友好都市関係を結び互いの経済交流だとか教育交流を深め合って、信頼関係の下で協定ありかなというふうに私は思います。いきなり災害協定でなくて、姉妹都市で友好になってお互いの都市を親身になって分かり合えた中で、こういったもので災害のときは必要かなということで進めていくのがありかなというふうに思います。

御嵩町で、災害時の相互応援協定というのは締結している都市ってありましたでしょうか。町長、もしそれ分かれば教えてください。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、これちょっと確認はする必要あるかもしれませんが、基本はないと思います。

何らかの関係性、あるいは例えば、モデル都市等の関係でその関係性に基づいて災害の、例えば発災時に支援として送ったということはあると思いますけれども、関係に基づいて、正式

な協定との関係に基づいてやられたことはないというふうに認識をしています。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

南海トラフの巨大地震もちょっと言われておりますので、そういった協定は必要かなと思いますので、どこかの都市としていく必要があるかなというふうに思います。

もう一点ですが、先ほどもちょっと言われたように、環境モデル都市の交流体験ということで長らく北海道の下川町と交流事業を行っていましたが、コロナ禍の影響もあってやめられてしまったわけですが、今後下川町との交流事業の復活だとか、先ほどもちょっと言われたような歴史とか文化など共通してつながりのある、持てるような都市、そういったものを選定して交流を深めていくというお考えはあるでしょうか。

オンラインによる交流も一理かと思うんですが、そういった手だてはどうでしょうか。お願いします。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問についてでございますが、いろんな切り口はあろうかと思っておりますので、模索はしていければと思っております。

距離的な離れもありますので、お互いが相互に交流をするということの部分の負担感とか含めて、なかなか続かなかったというふうな認識ではおりますけれども、例えば災害協定であれば全くエリアが異なるということで同時発災はないだろうということも含めて、可能性としてはあるかなと思っておりますので模索はしていきますが、そもそも先ほど、そういう交流と姉妹都市云々の話もございましたけれども、姉妹都市等について、特定のところというよりは包括的にある程度都市間で連携をしていくということが強うございますので、そちらを結んでから災害協定というお話もございましたけれども、切り口として何かしら、まずそういう地理的な面も含めて関係性、私と首長同士の関係性とかも含めて、そういったところから入る切り口というのも当然あるなというふうに思っておりますので、いろんな関係性について模索していきますが、必ずしもこの姉妹都市提携とかですね、交流するということが目的になっては本末転倒になると思っておりますので、関係性を築きながら何を求めていくのかということとはしっかり検討していきたいと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

そうですね。町長は顔が広いですので、いろんなところへ出かけられたり、知己の方とか友人の方はたくさんおられると思いますが、ファンクラブもかなりの人数、千何人に増えてきていますので、そういった関係人口からの模索だとかもできますし、インバウンドも特にオーストラリアのほうからかなり来ていますので、そういったところからも幅が広がっていけると思いますので、そういったところもやっぱり考えに入れていただけてやっていただければなというふうに思います。

先ほどの下川町、ここの交流を長らくやってみえたんですけども、これの復活というか、さらにまたやられるということは想定にはないということでしょうか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

先ほどちょっと申しましたように、どういう切り口でという部分がありますので、いろんな切り口の仕方であれば可能性としては全然ないわけではございませんし、せっかくモデル都市との御縁もございますので検討はしていきたいというふうに思っておりますし、もしそのように動けるのであれば、しっかり動きながら何をもって交流していくのかということもしっかり検討はしていきたいと思います。

今の時点で必ずするとかしないとかということではなく、しっかり可能性を見ながら、どんな効果、目的をとということも含めて模索していきたいというふうに思っています。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

模索が本当に実現できるようにお願いしたいというふうに思います。

御嵩町の子供たちに、国際的な幅広い視野を持ってもらうことが大事だというふうに思います。コミュニケーション能力を養いますし、海外という言語も文化、習慣も違う地でホームステイなどをしながら過ごすことは、自立心を育み自然に力がつき、環境の変化や困難な課題に直面しても、国際的な感覚を持ったチャレンジングな人を養うことができるのではないかなというふうに思います。

日本という小さな島国で暮らしていると、日本における常識に縛られてしまって、その常識

から外れた考えができなくなります。他の国ではこれが常識でないことがいっぱいあります。今ではインターネットなどでその国の考え方に触れることができますが、実際現地に行ってその国の人と直接触れ合い、肌を感じることで自分の世界が広がり、その経験は後の人生を豊かにしてくれるというふうに思います。

御嵩町を背負って立つ、未来を託す子供たちに、国際交流などの機会をつくっていただくようお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで奥村悟さんの一般質問を終わります。

続きまして、3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

議長からお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日最後ということですが、その前に議長の、今日開会の挨拶にもありましたけれども、本日は3・11です。平成23年ですね、東日本大震災が発生した日であります。

当時は私も議会がありまして、執行部側に座っておったという記憶があるんですけども、ちょうど第1回目の定例会の会期中でありまして、当時突然の地震というか、大きな揺れでここにある議場の蛍光灯が大きく揺れて、全員がびっくりしたというような記憶があります。

あれから15年たったわけなんですけれども、復興は道半ばということもありまして、犠牲となられました御霊の御平安と、これまで大震災が私たちに与えた教訓と経験、それと被災された関係者の心の傷、そういったことを今後も私たち心に忘れることなく引き継いでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、前置き、始まりが長くなりましたけれども、これより一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、消防団員の確保についてです。

消防団については、令和4年第1回定例会で、消防団員現役であります清水議員が消防団の今後についてと題してその現状と入団促進について質問されておりますので、多少重なる部分があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

さて、年末から年度初めの替わり目となるこの時期は、各種団体や組織の中で役員の交代やメンバーの入れ替わりのためにたくさんの情報が飛び交い、いろんな協議とお願いが行われるころであります。消防団もしかりで、私も消防団OBとしてつながりを持つプライベートな場で団員交代についての話が話題に上ります。

ある分団の幹部団員からは、新入団員の勧誘に関して対象宅への訪問を何度も繰り返しても玄関にも入れないことや、消防団そのものに理解がない、本人に話をする前に家族に断られる

など、大変な苦慮や労力を費やしているとの声を伺いました。

近年、風水害や大規模火災、大地震の発生など、複雑かつ激甚化、頻発化する災害発生が身近で危惧される中、いち早く災害現場に駆けつけ、消火、救助、避難誘導などの活動を行う消防団は、地元根差した防災力の要、中核としてますます重要な存在であります。

全国に消防団員の減少、高齢化が課題となる中ですが、本町においても消防団員となる成り手、人材の確保は、地域防災力維持の重要な課題であると思います。

そこでまず第1番目に、消防団の団員の確保状況についてお伺いいたします。

日本消防協会のデータによりますと、全国に消防団は昨年10月現在で2,169団あり、その定員の合計85万9,374人に対して、消防団員の実人数は73万5,743人で充足率は85.6%。ここ数年減少を続け、10年前の平成27年92.8%から7.2ポイントマイナスです。これが岐阜県下では44団、充足率は89.6%ですが、消防団員数はこの地方でも減少を続けています。

当御嵩町の消防団は現在、条例定数170人。内訳は規則で本部が団長以下、女性団員も含めて14人と、4つの各分団が分団長以下39人で156人となっています。これに対して実人数は、過去これまで100%充足してきましたか。数字の上での登録状況はどうだったでしょう。

また、町として年末から年初めに行われる消防団各分団での新入団員の勧誘状況を町は把握していますか。

ある分団では、入団者数の目標枠が、恐らく毎年二、三名から四、五名あると思うんですけども、こういった目標枠が確実に勧誘募集できずに、本来では退団該当となる方が退団できないという例もあったと聞き及んでいます。勧誘困難な実態はありませんか。勧誘は分団任せになっていませんか。

少子高齢化が進む中で、若年層人口の絶対数減少や就業形態の変化、消防団員としての活動負担など、団員の募集と確保が容易でない主な要因を町としてどのように認識しているのでしょうか。

そして第2番目の質問は、社会情勢の変化や団員の構成、属性ですけれども、そういった変化による活動への影響について、団員の年齢と就業地や居住地により消防団活動への影響は生じていないかという点です。

昨年の秋、郡消防協会での想定火災訓練、郡連合演習ですけれども、この様子を議会議員として拝見、見学させていただきました。

そこで私が感じたことは、訓練に参加する各消防団の団員さん、実際に役場職員で消防団に入団している若い方が多いようですけれども、過去に比べて役場の職員も町外に住んでいるという職員の割合も多く、そのような町外居住の団員の増加によって、昼間でなく勤務を終えて各団員が帰宅してからの深夜などでの火災発生など、災害対応に迅速に出動可能か心配ないか

という思いです。

思い過ごしであれば申し訳ございません。夜中にサイレンが鳴っても十分な人員数がいち早く現場へ駆けつける体制であるのか、お尋ねしたいと思います。

またもう一つ、平成29年に道路交通法が改正されました。その以降に新規取得した車の普通免許では、車両総重量3.5トン未満の車両運転に限定されるわけですが、消防ポンプ車両の多くが4トン以上あることを考慮すると、20歳代の大半で普通免許しか所持しない消防団員は消防車を運転できないことになります。

こうした制限というか課題は生じていませんか。

併せて、この問題については、国による消防団員への準中型自動車免許の取得促進について交付税措置もあるようで、全国の4分の1、岐阜県下でも数十自治体が取得費の助成制度を設けているようですが、当町でその導入を今後行う計画、考えはありませんか。

そして第3番目の質問は、団員確保に向けた現在の取組と今後の対策についてです。

令和3年に消防庁から消防団員の報酬等の基準が策定され、全国的にも団員の処遇改善が行われたようです。

また、これまで当町においては、消防機械器具の更新や各種防災装備の改善など、消防団活動における環境整備も年々推し進められてきました。

そしてほか、対外的には消防団協力事業者の認定表示や県による支援減税制度などが行われていますが、これらの施策による実績はどう評価されていますか。今後の新たな処遇改善策や団員確保策はありませんか。

また、全国の消防団で団員の減少傾向が見られる一方で、女性団員や学生団員の人数、人員は増えているようです。現在、御嵩町では10人の女性団員が任用されていますが、今後学生や女性団員の参加増員、促進についての考えはありませんか。

さらに、基本団員の枠でなく特定の活動のみに参加されることとされている機能別消防団員として、御嵩町では平成22年度から消防団員OBを対象とした災害支援団員の任用制度が取り入れられています。その導入経緯と基本的な思いについては、平成29年第1回定例会での安藤信治議員の質問に対して前の町長が答弁されておりますが、あれから10年ほどがたった今、消防団員を取り巻く環境、当地域での防災体制も大きく変化してきていると思います。

支援団員の登録は各分団任せだったともお伺いしましたが、現在の災害支援団員の登録の実態と待遇、活動実績、そして今後の活用充実策についてはどう考えていますか。

そして、最後に町長から御答弁をいただきたいと思います。

団員の活動負担の軽減に向けた方針や対策の一方で、私たち町民、一般の方が抱く消防団に対しての期待する姿などがあると思います。これからの新たな時代に向けた当地域における消

防団の在り方について、町のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部に答弁を求めます。

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの山田議員の消防団員の確保についての御質問にお答えいたします。

初めに、条例定員に対しての充足についてです。

条例定員170名に対し、年度途中の退団により一時的な不足はあるものの、毎年度初めには定員を充足しており、数字でいえば100%であります。これは各分団の御努力のたまものであると重く受け止めております。

次に、各分団の新入団員勧誘状況の把握についてです。

町では広報誌などで新入団員募集の案内を行ってききましたが、応募がなく、今では各分団が主体となって勧誘を行っている状況となっております。勧誘においては、玄関に入れてもらえない、本人ではなく家族に断られるなど、議員御指摘と同様の声を聞いており、円滑な勧誘に課題があると認識しております。

町といたしましては、団員の皆様が勧誘活動を円滑に行えるよう支援するとともに、町民の皆様に対し、勧誘活動への御理解を深めていただくよう啓発に努めてまいります。

次に、団員確保が容易でない主な要因の認識についてです。

議員御指摘のとおり、少子高齢化や若年人口の減少、働き方の多様化、活動への負担感などが団員確保が難しい要因であり、これらに対応する多角的施策の検討が必要と考えております。

次に、町外団員増加による深夜の災害等対応についてです。

団員は町内在住138名、町外在住32名で、町外は約19%であり、多くは可児市や美濃加茂市、土岐市など隣接市町の在住者であることから、到着までに多少の時間は要するものの比較的早く駆けつけることは可能な状況です。また、町内在住で町外勤務の団員にとっては、日中よりもむしろ夜間のほうがいち早く出動できることもあり、これまで深夜の火災や災害対応において人員不足は発生しておりません。引き続き、昼夜問わず迅速対応できる体制の維持に努めてまいります。

次に、消防車両の運転制限、準中型免許取得費の助成制度導入についてです。

免許制度変更による運転制限は、消防団活動における機動力維持のため、喫緊の課題と認識しております。対策として、車両更新時に普通免許で運転可能な3.5トン未満の導入を原則とすることで対応したいと考えております。

また、今のところ運転可能な免許を有する団員でカバーできておりますが、車両更新までの

間、その運用で特に問題なく継続できるのかを改めてシミュレーションした上で、必要によって免許取得費の助成制度など有効な対策を検討してまいります。

次に、処遇改善や活動環境整備、事業所協力体制など、施策実績と評価についてです。

令和3年4月の消防庁長官通知による処遇改善の基準に基づき、本町においても令和4年度に報酬の見直しを行うとともに、装備の充実を進めてまいりました。今年度は、夜間用ヘッドライト、滑落防止ロープ、熊よけホーンなど、特に安全面の強化を行っております。

また、入団対象を30代まで拡大し、退団要件も従来の年齢基準から入団後の経過年数に変更することで早期退団の減少を図るなど、運用面の改善も進めております。

これらの取組が、団員の士気向上及び活動環境の改善に効果をもたらしていると認識しております。今後も、団員の負担軽減や報酬体系の見直し、支援の拡充を検討してまいります。

協力事業所制度については、現在6事業所の登録があり、団員確保に向けた一助になっていると認識しております。

町内の事業者が多く集まる産業交流会の場などでの働きかけを行い、理解促進に努め、団員確保を図ってまいります。

次に、学生や女性団員の参加促進についてです。

学生団員制度は、大学が立地するなど若者の人口が多い自治体の事例が多く、本町においては効果が限定的と判断しております。学生であっても入団は可能であり、現行の制度内で学生の特性に配慮しフォローをしてまいります。

女性消防団員については、発足以来10名の定員を充足しており、保育園での防火教室や火災予防の広報活動など、防火防災啓発を中心に活躍しています。

今後も制度の維持と促進に努めてまいります。

なお、女性消防団員は役場職員が多いため、住民の方が入団いただけるよう周知、理解、促進に取り組んでまいります。

次に、災害支援団員の実態と待遇、活動実績、今後の活用充実策についてです。

災害支援員は現在30名で消防団活動を支え、有事の際には多くが出勤しています。災害支援団員の任用は、条例により制度上は分団長の推薦に基づくことになっておりますが、町としても退団者への周知徹底と分団長が推薦しやすい環境づくりを一体となって進めてまいります。

待遇については、年俸や退職金、被災保証制度など基本団員と同様であり、待遇を確保しております。

今後も制度維持の上、待遇改善や装備充実などを検討してまいります。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

山田議員の消防団員の確保についての御質問の最後、新たな時代に向けた消防団の在り方についての考えを私のほうから答えさせていただきます。

冒頭、山田議員のほうから間もなく時間を迎えます東日本大震災の関係の案件について触れられました。

東日本大震災にあっては、消防団の方も数多くの方が亡くなれております。また、多くの団員の方が被災され、大変御苦勞をこれまでされてきたというふうに認識をしております。有事の際には常に最前線に立ってみえる消防団の方には本当に心から感謝をしているところでございます。

消防団の皆様がなりわいを持ちながら、この地域を守るため、高い奉仕精神で献身的に活動をされていることに深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、その活動を支えている御家族や事業所の皆様にも重ねて御礼を申し上げます。

消防団の地域に根差した活動は、本町の安全の礎であり、地域防災における公助と共助の要として、町民の皆様には大きな安心感を与えております。近年では、火災だけではなく、激甚化する風水害などの災害に対する警戒や避難誘導などへの期待も一層高まっております。町といたしましては、消防団の伝統ある地域を守る形態を尊重しつつ、団員の負担軽減と活動の質の向上を両立することが重要であるというふうに考えております。

これまで慣例や訓練内容の見直しを進め、操法大会やその訓練などの改革に取り組んでまいりました。今後も一つ一つ丁寧に検討し、現在の災害環境に即した効果的な訓練を重点に進めてまいりたいと思います。

あわせて、最新の活動服や資機材の配備を進め、現場での安全性と利便性の向上に努めるとともに、デジタルツールの活用や書類事務の簡素化などにより、団員の事務負担の軽減を図ってまいります。また、団員のやりがいやモチベーションの向上も喫緊の課題と認識をしております。

町といたしましては、実技講座の開催など団員のためになる取組を考えておりますが、今後も団員の皆様の御意見やアイデアをお聞きしながら、より効果的な支援策を検討してまいりたいというふうに思います。

結びになりますが、災害に強い地域をつくるためには、消防団の活動はもちろんですが、町民一人一人の防災意識や地域での助け合いの精神が欠かせないと思っております。町民の皆様には、消防団活動への深い御理解と日頃からの積極的な防災への取組をお願い申し上げたいと思います。

団員が入団してよかったと、誇りと充実感を持てる環境づくりに努めるとともに、町民の皆

様に消防団があつて本当によかつたと安心と信頼を感じていただけますよう、町として全力で支援していきたいと思ひます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

消防団活動につきまして、町執行部の前向きな取組についてお伺いしまして、本当に頭が下がる思いでございます。ありがとうございます。

答弁につきまして、二、三再質問をしたいと思ひます。

まず、御嵩町消防団の定員170人、これはそもそもどういった基準でつくられておるのか。ちなみに、可児市とか近隣の状況を見ますと、可児市が343人、美濃加茂市が293人で、八百津町は300人、白川町は350人と、山間部や町域が広いところについては、もちろん分団数もあると思ひますので多いんですけれども、川辺町が174人、七宗町が170人で、ちょうど御嵩町と一緒にです。あと、東白川村が150人、富加町が103人、坂祝町は100人というふうになっているんですけれども、御嵩町の場合は4分団ありまして、山間部もありますし、地形もこういった形、集落もあるのでということだと思ひますけれども、この算定された根拠と申しますか、人口減少とか、いろんな社会変化に応じて見直していくという余地はあるのか、その辺り確認させていただきます。お願いします。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの御質問にお答えいたします。

定員につきましては、これまでも見直しを行つてきておりまして、有事の対応の実績や防災体制の確保を見据え、設定してきております。

今後、少子化や人口動態の変化、団員の出勤率などの実態も踏まえ、必要によつて見直しを行つてまいりたいと思ひております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

170人に対しまして、数字の上では100%ということで、充足率が。そういった御答弁があつ

たんですけれども、これ言いにくい話なんですけれども、数字の上ではということなんですけれども、いわゆる名簿登録だけの団員という方もおられるようで、例えば式典や訓練などの招集に入団後ほんの1回しか、あるいは一回も出てきていただかない、そういった団員数は町としてつかんでおられるのか。

先ほど有事の際の体制と言いましたけれども、出勤率というのはそういったことで統計上をつかんでおられるのか、その辺りはどうなんでしょうか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの御質問でございますが、町では有事の際の出動状況及び団や各分団における訓練などへの参加状況を全て把握しております。出勤回数が少ない団員もありますが、できる限り出勤いただいているものと認識しており、都合によりどうしても出勤できないときもあることは理解しております。

今後も消防団として機能の継続性を注視しつつ、実質的な充足率向上を図ってまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

続きまして、先ほどお話にありました機能別消防団員ということで、御嵩町では災害支援団員の位置づけで30人登録があると言われたんですけれども、各分団において七、八人になりますかね、数字の上では。そういった災害支援団員がおられるようなんですけれども、その年間の報酬ですけれども、これがたしか条例を見ますと年間1万2,500円ということで、基本団員、団員につきましては年間3万6,500円ということで、およそ3分の1程度なんです。もちろん訓練や式典のほうの参加はしなくていいということですので、そういったところも配慮されているんですけれども、この1万2,500円、年報酬ですね、これはどのように算定されておられるのか。

ちなみに、七宗町の条例を見ましたら、機能別消防団員、基本団員と同じで3万6,500円というような数字がありました。八百津町については1万5,000円や1万円ということで、ちょっと低いんですけれども、川辺町は2万5,000円と、この辺りの数字が出てきたんですけれども、その辺りについて算定の方法というか、今後見直すというか、そういったことはありますか。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの御質問につきまして端的にお答えしますと、平成22年度の災害支援団員設置当初は、当時、多角的な視点により1万円と決め、令和4年度の改正時には、国の地方交付税の単価を基準とした団員の増額割合約1.25倍を基に、災害支援団員の年間報酬を1万2,500円に引き上げたものです。

今後も全国的な動向を注視しながら、待遇の見直しを検討してまいります。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

災害支援団員については私も知り合いがおりまして、決して報酬を上げてほしいとか、そういった要望があるわけではありませんので、町としてその辺りを前向きに今後検討していただくというようなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、消防団員の確保につきましては、消防庁が令和7年1月に消防団員の確保に向けたマニュアルというようなものを発刊しておりまして、ポイントとしましては現状把握ですね、この地域と消防団のそのものの現状把握、それと消防団からの魅力発信、それと新規の消防団確保に向けた働きかけや消防団活動の環境づくりなど、全国的な事例とか、そういったのも交えて出ておりまして、およそ100ページぐらいにわたるマニュアルなんですけれども、こういったものは執行部として、担当部局、参考としておられるのか、その辺りをちょっとお聞かせください。

議長（高山由行さん）

総務部長 山田敏寛さん。

総務部長兼庁舎整備室長（山田敏寛さん）

ただいまの御質問にお答えします。

このマニュアルは、団員確保に向けた重要な参考資料と認識しております。

既に本町でも消防団員への聞き取り、負担軽減、環境整備など、マニュアルに基づいた基本的な内容は実践しているところですが、今後もマニュアルを参考に本町の実態に即した具体的な取組を行うことで、より一層の団員確保に努めてまいります。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

いろいろ質問をしましたがけれども、私、消防団につきましても一〇Bとしまして、やはり親しみを込めました畏敬の念、それと地域貢献をしていただきますそういった方々への感謝、それと郷土を守り続ける方、若者への期待感、そういったものがありまして、また一町民として協力をしていきたいと思えます。

消防団員の確保については、いろんな細かな課題もあるようですけれども、町部局も一体となって協力体制でいってほしいと思えます。これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで山田徹さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

次の本会議は明日3月12日に再開いたしますので、よろしくお願ひします。御苦勞さまでございました。

午後2時08分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 大 沢 まり子

